

令和元年9月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和元年9月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 神谷利盛議員 (1) 地域農政総合推進事業について
(2) 高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）－NEXT
たかはまーについて
2. 小嶋克文議員 (1) 防災対策について
(2) 空家対策について
3. 内藤とし子議員 (1) 子育て支援について
(2) いきいき号の拡充について
4. 黒川美克議員 (1) 高浜市の情報公開について
(2) 高浜市公共施設あり方計画について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市 長 神谷坂敏

教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
ICT推進グループリーダー	山 下 浩 二
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	中 川 幸 紀
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
経済環境グループリーダー	板 倉 宏 幸
経済環境グループ主幹	都 筑 達 明
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
地域福祉グループ主幹	唐 島 啓 一
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
健康推進グループ主幹	鈴 木 美 奈 子
こ ども 未 来 部 長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	田 中 秀 彦
都市計画グループ主幹	島 口 靖
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
会 計 管 理 者	三 井 ま ゆ み
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明

学校経営グループ主幹 鈴木 剛

監査委員事務局長 山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大岡 英城

主 査 加藤 定

主 査 神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事進行に御協力いただきますように、よろしくお願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

4番、神谷利盛議員。一つ、地域農政総合推進事業について。一つ、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）－NEXTたかはまーについて。以上、2問についての質問を許します。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうも皆さん、おはようございます。4番議員の神谷利盛です。

今、御案内いただきましたように、地域農政総合推進事業について及び高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）のNEXTたかはまの内容について、以上2点について、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

初めに、地域農政総合推進事業についてですけれども、これはジャンボ落花生推進事業についてになります。

初めに、ジャンボ落花生推進業務委託料は、今まで合計幾ら支出したのか、御提示願います。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） ジャンボ落花生推進業務委託は、高浜市農用地利用改善組合に委託をしており、平成29年度と平成30年度の2年間となります。委託料の合計は107万9,000円で、年平均53万9,500円となります。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、次に、平成31年度、すなわち今年度になりますけれども、予算計上はされていませんが、その理由はなぜでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 今年度は、機械の維持管理につきましては引き続き利用改善組合に依頼しておりますが、機器の導入を終えていることから委託料としては発生しておりません。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、業務委託料を最後に支出した平成30年度、昨年度になりますけれども、その総括をしていただきたいと思います。

平成30年度のジャンボ落花生の生産量と売上高は幾らになりますか。また、その金額は対前年度比どれほどになりますか。また、当初との計画比はどれほどになりますか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 生産量及び売上高は作付面積より算定をしております。平成30年度の作付面積は1町4反、平成29年度の作付面積は1町2反となります。あいち中央農業協同組合によりますと、ジャンボ落花生の収穫高については1反当たり240キログラムと聞いております。平成30年度は産直で300グラムを350円で販売していることから、売上高は392万円となります。平成29年度は耕作面積が1町2反であることから、同様の計算を行いますと336万円となるため、対前年比16.7%の増となります。

J Aの営農部の予定として、平成30年度は1町8反を耕作面積として予定しておりましたが、平成30年度の実際の耕作面積は1町4反でございました。平成30年度9月議会でも御説明させていただきましたが、これは作付の播種が手作業では限界があること、また昨年度収穫した畑に病気、白絹病が発生したことなどが主な理由となっております。よって、作付面積は当初計画の77.77%となるため、生産量、売り上げについても同様の77.77%と若干計画には及びませんでした。本年度の作付面積は1町6反と着実に作付面積の拡大に結びついていることから、市としての役割は一段落したものと考えております。今後の事業展開は、あいち中央農業協同組合にお願いするものと考えております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、当局として進めてきたこのジャンボ落花生推進事業の自己評価をお願いします。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 事業の自己評価という御質問でございますけれども、高浜市の農業は稲、麦、ダイズの水田を使用いたしました作物の生産が主なものでございまして、安城市の梨やイチジク、碧南市のニンジンなど特産品と呼べる作物がない中で、高浜と言えばジャンボ落花生と言われるほどに成長したことは、事業として一定の成果があったというふうに考えております。

平成29年度、30年度のジャンボ落花生推進業務委託は、高浜市が高浜の特産品の開発として推進をしておりますジャンボ落花生の耕作者と耕作面積の拡大のため委託をしている事業でございます。平成29年度は、耕作地の拡大によりまして草とり等に苦慮するなどの耕作者からの相談に応じるため、圃場整備機のほうを導入することで農作業が軽減され、対前年比で71%増の1町2反となり、さらなる耕作面積の拡大につながりました。

また、平成30年度は、耕作面積を拡大した耕作者より、収穫後の落花生の脱莢と洗浄に非常に時間を要するということから手間がかかるとの相談を受けまして、脱莢機械と洗浄機のほうを導入させていただきまして、収穫から出荷までの作業時間の短縮につながったという成果も出ております。

なお、委託の成果といたしましては、耕作者の落花生の栽培に要する時間を短縮することで、より多くの耕作面積の拡大につなげることができたというふうに考えております。ジャンボ落花生は平成27年度、7畝から生産のほうが始まりましたが、耕作面積は初年度から5年を経て、今年度、平成31年度は1町6反と約23倍となっております。

また、メディア等でも取り上げられまして高浜の特産物としての知名度は高くなり、農家に対しても耕作方法の研修などを行いまして、地元野菜としての認知度は内外ともにある程度高まったというふうに認識をいたしております。

最後に、行政がこの事業を立ち上げた目的というのは、高収益の作物を地元農家が生産する基盤づくりということでございます。今後の行政としての役割は、その目的達成のために農家がつくればもうかる作物としてジャンボ落花生が定着するよう、国・県、あるいはJAなど関係団体に働きかけを継続して行うことであるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

3年後とか5年後のあるべき姿を関係団体と打ち合わせしていただき、ぜひとも公表していただきたいと思っております。このあるべき姿こそが、いわゆるPDCAサイクルのいうC、チェックに当たります。チェックがあって初めて次の打ち手、すなわちAができるようになるはずで、期待しておりますので、きちんと計画を立てて遂行していただきますようよろしくお願いいたします。

では、次に、引き続き高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは改訂版になりますけれ

ども、NEXTたかはまの中より質問させていただきます。

このNEXTたかはまは、作成されてから間もなく3年になります。冒頭に、本市の高齢化の進展による人口構成の対応、将来的な人口減少に対応する基本目標とその方向性を示すものとされており。当市の進むべき方向性を示す、とても重要なものであるというふうに理解をしております。

では、本書に示されている事項について、何点か質問させていただきます。

まず、結婚につながる出会いの創出について質問させていただきます。

これはNEXTたかはまの22ページに当たりますけれども、昨年ですけれども、6月議会で、一般会計補正予算として計上された地域少子化対策重点推進交付金事業に関してですけれども、この事業の概要と予算、それからいわゆるPDCAというP、プランとD o、実行について、まず質問させていただきます。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 地域少子化対策重点推進交付金事業についてでございますが、まず、P、プランの部分としましては、高浜市の人口の維持、増加につながることを目指しまして、まずは結婚を希望している方がその希望をかなえられるよう、意欲や知識向上の機会、出会いのきっかけ、相談フォロー等の支援体制を整えるために婚活力向上研修及び研修参加者へのフォローアップを実施するものとして、平成30年度の6月補正予算において予算額44万4,000円を計上いたしまして、決算額としましては38万1,620円となりました。また、事業費の2分の1につきましては、地域少子化対策重点推進交付金を活用をしております。

次に、D o、実行の部分としましては、婚活力向上セミナー並びに交流イベントであります「たかはまDEあい」を3回実施することで、出会いの場の創出を行いました。事業実施に際しましては高浜市婦人の会結婚相談部と連携することで、参加者へのフォローアップへとつなげてまいりました。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

じゃ、引き続いて、婚活力向上研修として今おっしゃられました研修及び交流イベントを3回実施されたとのことですが、これ見学禁止ということでしたので、内容がわかりません。具体的にどのようなことが行われたのか、差しさわりのない範囲で結構ですので、お伺いしたい。

また、そこに参加された方の反応とかその参加者への事後のフォローをどのようにされているのか、お伺いしたいです。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 内容でございますが、交流イベントの内容といたしましては、1回目は、資生堂ジャパンを講師にお招きし、異性から好感を持たれるメイクや身だしなみを学ぶ研

修、2回目は、エフエムキャッチのパーソナリティーを講師に、異性に好感を持たれるコミュニケーション力の向上研修、3回目は、市の保健師による食生活セミナーとレストランOm iさんのシェフに御協力いただきまして料理教室を開催をいたしまして、いずれもその研修後には交流イベントを開催をしております。なお、3回とも内容を変えた形で開催をしております。これは人によって興味を持つ分野が異なってまいりますので、より多くの方に御参加いただくために3回とも内容については変えた形で実施をいたしました。

その結果といたしまして、1回目は6組、2回目は8組、3回目は2組、合計16組のカップルが成立をしたという結果になりました。

また、事後フォローとしましては、各回において参加者にアンケートのほうを実施をしております、セミナーの内容に関する質問について、1回目では「よかった」が69%、「まあまあ」というものが31%、2回目では「よかった」が49%、「まあまあ」が49%、3回目では「よかった」が88%、「まあまあ」が12%となっております。また、次回も参加したいかというような問いに対しては、「参加したい」と回答した方の割合が1回目は79%、2回目は60%、3回目は79%となっており、実際の申し込み状況やアンケート結果からも反応としては上々であったのかなと考えてございます。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、次に、事業内容には参加者へのフォローアップがあるとありますけれども、誰がどのようにフォローするのかをお伺いいたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 参加者へのフォローアップといたしまして、カップルが成立した参加者につきましては結婚した場合は報告をしてほしいとお願いはしてございますが、現時点では結婚したよという報告はまだ受けてございません。

また、参加者に対しまして、毎回、高浜市婦人の会結婚相談部の事業紹介を最後に行うこととしておりました。希望者については結婚相談部に登録をしていただいて、婦人の会結婚相談部より引き続き結婚に対する相談などのフォローアップを受けていただくという形をとっておりました。その結果、新たに3名の方が結婚相談部のほうに登録をされたとお伺いしております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

次に、目指す成果、目標設定について、婚活への意欲が高まった研修参加者の割合が75%、研修を友人に勧めたいと思った参加者の割合が75%とあります。これはどのような意味を持った数字なのでしょうか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本事業が目的としております結婚を希望している人たちがその希望を実現するための入り口、きっかけとなり得たかを測定するための指標としては意味ある数字であったのかなと考えてございます。

結果といたしましてですが、婚活への意欲が高まった研修者の割合につきましては、1回目では71%、2回目では60%、3回目では65%の参加者の方が「高まった」あるいは「どちらかといえば高まった」と回答をしております。また、研修を友人等に勧めたいと思った参加者の割合としましては、1回目では79%、2回目では65%、3回目では92%の参加者が「ぜひ勧めたい」または「どちらかといえば勧めたい」と回答をしております。結婚、婚活への意欲の高まりという部分では目標に少し届いてはおりませんが、おおむね達成できたというところからも事業効果はあったのではないかなと感じております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

出会いがあって、やがて結婚するまでに到着するには、それなりの時間が必要だと思います。まだ結婚までたどり着いたカップルはいないとのことですが、このような事業は何年も継続して地道に取り組んで行うことにより、成果があらわれる事業だと思います。

また、さきの答弁にて事業効果があったとの答弁をいただいているわけですが、事業効果のあったこの事業を平成31年度、今年度で予算化されなかったのはなぜでしょうか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員おっしゃられるとおり、セミナーや交流会を実施したからといって、すぐに結婚というようなことにはなりません。カップルになったとしても、結婚に至るにはやはりそれなりの時間が必要であると考えております。

本事業は、平成30年度につきましては国の交付金をいただくことができましたので、実証的に実施をし、その結果として実際に事業を実施する中で回数を重ねるごとに申し込み件数、事業対象者の反応がよくなり増加して、継続することでまたさらに周知をされ、機運が高まっていくんだなということを実感をいたしました。また、本事業を通して、本市における結婚を希望している方に対する出会いの場の創出やきっかけづくりに対するニーズ、また事業実施に対する効果があることも実際にわかりました。

ただ、しかしながら、今年度の予算計上につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、今回の事業を通じて高浜市婦人の会結婚相談部との連携にもつながったことから、継続的な予算計上は見送ってございます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） では、最後に、本事業の評価としていわゆるマルなのかペケなのか、またこの事業は先期限りで、今後は行政としては行わないのですかということをお伺いいただきま

す。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） こちらの事業、設定をしておりました成果をおおむね達成できたことに加え、婦人の会やレストランO m iさん、会場となったかわら美術館など非常に多くの方からも御協力をいただきました。また、申し込み状況やアンケート結果から判断しましても、評価としては行政としてはマルであったと考えてございます。

今後の事業につきましては、ただいま申し上げましたように今回の取り組みの成果はあったと認識はしてございますが、事業により誕生したカップルのその後の状況や事業の実施主体、費用面などを検討する中で、今後については決めてまいりたいと考えてございます。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございました。

では、続いて、I C Tでまちづくり推進事業について質問させていただきます。

総合戦略の20ページに、I C T化により効果的かつ効率的な都市・生活環境基盤を構築しますとしてI C Tでまちづくり推進事業が掲げられています。平成30年度に地方創生推進交付金事業として実施されたI o T児童見守りサービス実証実験業務委託について、3点ほどお伺いいたします。

1点目は、I o T児童見守りサービス実証実験の結果、児童見守りの実際ニーズはあったのでしょうか。

2点目として、I C Tネットワーク整備は実際必要なのでしょうか。

3点目として、補助金制度高齢者編施策はどのようになったのか、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（北川広人） I C T推進グループ。

○I C T推進G（山下浩二） 児童見守りサービスの実証実験につきましては、市がインフラやソフトウェアを持たなくてもできるクラウドサービスであること、電話、メール機能を持たせずG P S、これは位置情報でございますが、機能のみとし、通信費用を抑えること、このような条件で利用者の満足が得られるものかを中部電力と協力して行ったものでございます。結果といたしましては、実験に参加した76世帯のうち34世帯、44.7%が自己負担があったとしても利用の継続を希望し、同サービスが中部電力より月額利用、税抜きで月額480円として正式なサービスとして販売される結果となりました。

以上のことから、1点目のI C Tを活用した児童見守りのニーズにつきましては、自己負担の額、サービスの内容次第では相当数あるものと考えております。

2点目のI C Tネットワーク整備につきましては、今回の実験がクラウド型サービスであったことから、市独自でI C Tネットワークを整備する必要がなく、民間による公共的サービスの提

供事例としてしばらくはその動向を注視し、市によるネットワーク整備は引き続き検討したいと考えております。

3点目の高齢者関係でございますが、今後、同様のサービスを実施する上での補助制度の検討や高齢者福祉などの分野での事業展開につきましては、現在、市営住宅の高齢世帯を対象に見守りサービスの実験を行っており、冷蔵庫の扉の開閉数、室内の温度・湿度等をモニターするシステムの実験を行っております。実験の目的といたしましては、児童見守りサービスの高齢者福祉版としてクラウドサービスであること、商品化した場合の通信料は月額500円程度とすること、インターネットの環境がない世帯でも利用可能であることを条件に実用可能性を検討しているところです。実験結果により、次世代見守りサービスとして事業化も検討してまいりたいと考えてございます。

以上、るる申し上げましたが、ICTでまちづくり推進事業では、ICT化により効率的かつ効果的な都市・生活環境基盤の構築を目的としていますので、特に費用対効果を重視し、市がインフラやソフトウェアを持たなくてもできるクラウドサービスやサービスの実施主体を民間ベースとすることも含め、引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

では、引き続き、創生戦略の③にありますけれども、「将来への希望に満ち溢れた子どもを育むまち」について伺います。

この中で、高浜の誇れることは何なのでしょう。また、そのために具体的に何を計画されているのか、御享受いただきたいと思います。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 将来の高浜市を担う未来市民を育成するために、高浜のよさを感じながら心豊かに成長、発達するために12年間の学びを踏まえた幼保小中一貫教育を創造するとともに、確かな学力が身につく仕組みを構築しております。具体的には、育てていきたい子どもの姿推進事業、高浜カリキュラム推進事業、異校種間連携推進事業に取り組んでおります。

育てていきたい子どもの推進事業では、活用型カレンダーを作成し、全ての市内の園児と小・中学生に配布しております。このカレンダーには、各段階で身につけさせたい力を明記し、家庭と連携して子供を育てていけるようにしています。先日、あるお母さんから、「目標が達成できたらシールを張るようにしていて、毎月の目標を意識させて生活しています。子供もその気になって頑張っている様子を褒めてあげることができるので、ますます意欲を高めています。」という声を聞きました。能力よりも意欲が人生を形づくる、私はそう信じていますが、自己肯定感を高め、意欲的に生活する子供の様子が見られるようになってきてうれしく思っております。

高浜カリキュラム推進事業では、「高浜のひと・もの・こと」にスポットを当てた高浜カリキ

ユラムを策定し、高浜のよさを学ぶ学習を全校で展開しています。高浜のよさを学んだ子供たちの中には、ものづくりのまちにふさわしい地元の鬼瓦職人や地元の学校の教員、高浜市役所の職員などとして高浜にかかわりを続けている人もいます。

異校種間連携推進事業では、幼稚園・保育園も含め異校種の授業等を参観し、各段階で身につけさせたい力をより明確にして、自校での取り組みに生かしています。さらに、高浜市の教員は1年間に1人1公開授業に取り組んでおり、毎月の予定を全校に配布し、個々が参観できるように取り組んでいます。これは近隣の市町には見られない取り組みでございます。

以上のような取り組みと来年度から本格的に実施する外国語教育や高浜版プログラミング教育にも力を入れることで、高浜を愛し、高浜のよさを学んでたくましく生きる未来市民を育成することができると信じております。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 次に、創生戦略③の計画の一つでありますたかほま夢・未来塾についてお答えいたします。

たかほま夢・未来塾は学校とは異なる環境の中で、学年を超えた子供たちのつながり、企業人も含めた地域の大人たちのかかわりを通して子供たちが夢や目標を持ち、みずから考え抜く力、挑戦する力、創造性など学力だけではない社会で必要とされる力を身につけ、将来に羽ばたく人材の育成を目指してまいりました。

最近の新たな取り組みといたしましては、さきの1番議員との答弁と重なりますが、ロボットクラブ、発明クラブにおきまして、ことしの夏休みに産業用ロボットを手がける工場の見学やティーチング体験が行われました。また、ロボットクラブ所属チームが愛知県ロボット国際大会競技チーム強化支援チームの一つに選ばれ、8月26日に名古屋市内のショッピングモールでデモンストレーションを行うといったこともございました。

未来塾の活動の中で大切にしていることは、さまざまな体験の中で子供たちのもっと知りたい、もっとやりたい、こうしたい、こうなりたいといった自発性や好奇心、憧れ、夢、目標、志を育て、社会へ羽ばたいていけるようにするとともに、子供たちの持っている可能性を大人たちが引き出し、伸ばすお手伝いを通して子供も大人もともに学び合う場づくりを心がけております。

近年は卒塾生が講師やサポーターとして活躍し始めているほか、ロボカップの大会で卒塾生が運営のお手伝いとしてかかわっているとも聞いており、これまで培ってきた活動が将来もこのまちに住みたい、高浜市を飛び出して活躍してもふるさと高浜市を思う気持ちを持ち続けられる未来市民の育成につながっていると考えております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） 御答弁どうもありがとうございます。

では、引き続き、「住みたい・住み続けたいを実現」についてお伺いします。

これは総合戦略の10ページにありますけれども、成果目標が2つ掲げられております。1つ目は、住みやすいを実現ということで出生数に関する指標、2番目としては、住みたい・住み続けたいを実現するというところで社会経済基盤を支える生産年齢人口、これは15歳から59歳までですが、転入者数が転出者数を上回るようにしますと記載されています。住みたい・住み続けたいを実現するという部分で、平成27年、28年は指標を達成できているとありますが、この達成は何をしたから達成できたかという点について分析ができているのであるならば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、分析ということで御質問をいただきました。結果の数字を交えてお答えをしたいと思います。

まず、転入転出の状況でございますが、平成27年は男女とも転入超過ということで社会増は369人というふうになっております。28年につきましても男女とも転入超過となっております、社会増は502人という結果でございます。

また、この冊子のほうには記載はしておりませんが、平成29年では男女とも転入超過で521人の社会増、30年は日本人女性を除いてでございますが、転入超過となっております288人の社会増となっております。

御質問いただきました何をしたからということでございますが、その点につきまして、ずばりこれをしたからという部分は持ち合わせておりません。しかしながら、総合戦略に掲げましたさまざまな政策、具体的には雇用を生み出すための企業誘致、企業支援のための取り組み、働く世代が安心して子供を産み、育てることができるための子育てや教育に関する取り組み、またまちへの愛着を高める取り組みなど、将来を見据えたさまざまな事業がそれぞれの効果を発揮をして、その結果で達成ができたものであるというふうに考えております。

しかしながら、先ほどお答えをさせていただきました社会増の人数の内訳の中でございますが、平成29年の521人の社会増のうち375人、率にして72%は外国人でございます。平成30年度におきましても288人の社会増のうち175人、61%が外国人という内訳になっております。社会増に占める外国人の割合につきましては、御承知のとおり平成28年から5割を超えてその後ずっと5割以上を継続しているという現状がございます。こうした急激な外国人の増加の現状に対しまして、当市といたしましては、生活環境面ではごみの分別カレンダーを4カ国語で作成をする、防災面では外国人向けの防災訓練の実施、また易しい日本語版の地震ガイドブックの作成、そのほかにも多言語通訳機の導入など外国人の方にとっても住みやすいまちづくりに努めております。

今後も転入転出の均衡を達成維持していくために、今年度で計画期間が満了となりますまち・ひと・しごと創生総合戦略を見直しを図っていく中で、目標達成に向けた取り組みをしっかりと検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

外国人と共生していくということは、この時代避けて通れないことになると思います。ぜひとも日本人の方のみならず、外国人の方に対してもきめ細かなサービスをしていただき、またそういう人たちから口コミでまた外国人の方を呼び込むというような仕組みができればいいのかなというふうに思います。どうもありがとうございます。

では、引き続き企業誘致事業について質問させていただきます。

過去にもたびたび質問をさせていただいているんですけども、総合戦略12ページに企業誘致事業とありますが、今、世界的に自動車のEV化、FCV化の波があり、地元企業がどのような将来戦略を持っているかの把握が必要と以前、意見具申させていただきました。企業誘致も必要ですが、産業構造が変わる可能性が極めて高く、企業が撤退する可能性も現実的に考えていく必要があると思います。

今、高浜市内の製造業にかかわる企業、特に自動車関係が中心になると思いますけれども、その企業の変化の現状について何か把握をされていますか。また、企業の将来動向に対する行政としての施策を何か考えておられますでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 現状把握と施策を考えているかとの御質問でございます。それでは、お答えをさせていただきます。

本市には自動車部品メーカーなど自動車関連産業を営む企業が多く、そのため自動車産業界のEV化、FCV化に向けた産業構造の変化は、市内の関連企業の操業環境や雇用環境、また本市の財政基盤にも大きく影響するおそれがあると危惧しております。

そこで、市内企業の現状把握といたしまして、昨年度においても、これまでに高浜市企業再投資促進補助金を交付した企業や生産性向上特別措置法に基づく認定支援を行った企業30社に企業訪問を行いました。訪問した企業の中には、自動車のEV化、軽量化に向けた新たな素材を使用した部品の開発を行うため、またEV化、自動運転、AIへの部品シフトを見据えた社内の体制整備を行うために生産性向上特別措置法に基づく認定支援を受け、新たな機械設備を導入された企業がおみえになります。

生産性向上特別措置法に基づく認定支援は、市内の多種多様な分野の企業、事業者の生産性の向上に向けた取り組みを支援できるとともに、自動車業界の産業構造の変化に向けた新たな取り組みについても後押しができる制度でございます。施策といたしましては、今後もこの制度をより多くの企業が活用していただくよう促すとともに、自動車業界の産業構造の変化など時代の変化に柔軟に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

今の御答弁の中で、生産する品目が変わるための設備投資をすとかそういう動きがあり、またそれに対して補助金を出しますよということです。それはそれで進めていただければいいと思いますけれども、EV化とかFCV化というのはまさに生産品目そのもののがらっと変わってしまっ、生産するものが変わるのではなくて生産打ち切りという品物がいっぱい出てきます。そうすると、今はいいですけども、3年後、5年後の機械加工メーカーなどの生産量そのものが劇的に減る可能性があります。だから、それぞれの会社の経営責任者がそういった将来に対してどのような危機感を持っているかということ、今後も引き続いて聞いておいていただきたいと思います。

しからば行政としてどのような手が打てるかということについては、妙案は私自身も持ち合わせていませんけれども、少なくとも将来に対する現在の考え方について把握しておくことは、絶対に必要なことだと私は思っております。ぜひともお願いしたいと思います。

では、最後に、映画「タカハマ物語」についてお伺いします。

今、「タカハマ物語3」の準備が始まっていると伺っていますけれども、市民映画「タカハマ物語パート1」が完成してからもう5年が経過しました。この5年間で「タカハマ物語」に関連したまちづくりの成果は具体的に何があったかということ、ここでお知らせいただきたいと思います。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 5年間での成果ということで、昨年9月の定例会の一般質問におきましても同様の御質問をいただいておりますので、少し重なる部分もあろうかと思いますが、お答えをさせていただきます。

平成24年度から25年度にかけて制作しましたパート1では、撮影は制作会社を中心、キャストや撮影の補助、関連イベントの企画、運営を市民が担うという形で取り組みをいたしました。次に、26年度から27年度にかけて取り組みましたパート2では、制作会社の役割もみんなでこなすということをもっとに、パート1でかかわった子供たちが教え手に回るなど中・高生スタッフが中心となって撮影や小道具づくり、打ち合わせの進行、上映会のPR、運営などを行いました。そして、今、議員がおっしゃいましたように、昨年の12月から「タカハマ物語3」の動きが始まりました。キャスト、スタッフともに新たなメンバーが加わりまして、市制50周年である来年の公開を目指しております。パート3では、パート2での成果に加えまして、制作費は主に企業からの協賛金ですとかDVDの売上金などで賄うというように、費用面においても極力自分たちの手づくり上げるということを重視しております。

そもそも映画づくりをこの子ども・若者成長応援の手法として用いておりますのは、出演する、

撮影する、ストーリーを考える、衣装や道具をつくる、出演者やスタッフを下支えするなど幅広いかわりが持てるということ、一人一人が力を持ち寄って協力し合うことの大切さを学ぶことができる点でございます。パート1、パート2にかかわった当時の中・高生の現況の一例でございますが、映像の専門学校へ進学し、現在はテレビ番組の制作にかかわっているのか、俳優や声優を目指して劇団に所属している、御当地アイドルとして地域活性化に一役買っている、地元企業に就職して社会人として子ども・若者成長応援を手助けする活動をしているなど、それぞれがこの映画づくりで培った経験等を生かして社会で羽ばたいているところでございます。

この取り組みは「子どもをまちづくりの根っこに据える」という考え方に基きまして、本市の生涯学習が目指す「好奇心に灯をともし」、「人と人、人とまなびの輪を広げる」、「まちへの愛着・誇りを持つ」の実現に寄与するもので、子供の頃に地域の方々に囲まれながらさまざまな体験をすることで大人になったときに子供のために汗を流そう、まちのために一肌脱ごう、そういう動きにつながっていくものと考えております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうも御答弁ありがとうございます。

本当はこの答弁の中で、例えば経済的効果が幾らぐらいあったとか、あるいは何人の方がどういう状態になったとか数字を交えた御答弁であるとよかったと思いますけれども、それはまたの機会のときに質問させていただきます。

以上で質問を終わりますけれども、ちょっと時間がありますので、高浜まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の一文について、大変気になったことがあるものですから、ちょっとここで伺うというか意見具申させていただきたいと思っております。

お手元にもないかもしれませんが、NEXTたかはまの6ページに、成果（アウトカム）を重視した目標設定というそういう項目があります。ここで大変気になった文章があるものから、ちょっとここで披露させてもらいたいと思っております。これは読み上げます。

「本市においても国と同様、『高浜版総合戦略』に掲げるべき政策の『基本目標』については、人口の中長期展望を示した『高浜市人口ビジョン』をふまえつつ、第6次高浜市総合計画が掲げる『みんなで目指すまちづくり指標』を活用・リンクさせるため、総合戦略の目標年次である2019年度ではなく、第6次高浜市総合計画（中期）の最終年である2017年度における本市として実現すべき成果を、まずは目指すべき数値目標として設定し、2018年度以降は、第6次高浜市総合計画（後期）の最終年である2021年度を見据え設定する『みんなで目指すまちづくり指標』との整合を図り、本総合戦略の最終到達目標である2019年度の数値目標を決定するため、2017年度経過後、所要の見直しを行い、新たに数値目標を設定します。」とあります。神谷の能力を持っていれば、ここに書いてあることがさっぱりわかりません。どなたか解説していただくとうれしいんですけども、これは質問ではないんですけども、つまり市民の方に市の情報をできるだ

け流そうとするときに、もっと文章を切ってわかりやすく表現ができるはずだと思います。これはGLさんとか部長さんがやはりこの文章はもうちょっとわかりやすく直しなさいというようなことを指導することによって、変わってくるのだらうと思います。

本当に私は理解できませんけれども、ぜひともまたこれ改訂版が出るようなことがあれば、もう少しわかりやすい文章に直していただきたいという希望を言って、私、神谷の質問を終わらせていただきたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時45分休憩

午前10時54分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、小嶋克文議員。一つ、防災対策について。一つ、空家対策について。以上、2問についての質問を許します。

14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 通告に従いまして、防災対策と空家対策について、2問質問をさせていただきます。

初めに、防災対策について質問をさせていただきます。

今回は、風水害対策について質問をさせていただきます。

昨年7月の西日本豪雨では、大雨特別警報等が発令され、200人を超える死者、行方不明者が出る大変な災害に見舞われました。今回8月5日から7日まで、総務建設委員会で行政視察をさせていただいた広島県呉市では28人、岡山県倉敷市では62人の方が亡くなりました。

以下、何点か質問をさせていただきます。

1点目として、気象庁は、ことしの6月から大雨の際に発表される5段階の警戒レベルの運用を始めましたが、その理由をお聞きします。

また、自治体においては、避難勧告などの情報の発令においては今までとどのような違いがあるのでしょうか。

2点目として、昨年7月の西日本豪雨では最大860万人に避難勧告等が出されましたが、実際に避難所で確認されたのは約0.5%の4万2,000人程度に過ぎませんでした。住民においては、避難する気持ちがあっても実際に行動に移す難しさがあると思われます。行政においても、避難勧告等の発令がいかに難しいかを改めて知らされました。

倉敷市の防災危機管理室長が、「避難しなければならないと受け取っていただけるような仕組みを考えていかなければならない」と言われています。避難勧告等は地域の現状に沿って発令されると思います。今後は、いかに地域の住民に理解して行動してもらえるような発令の検討が大

事であるとも思います。御見解をお伺いします。

本市においても、昨年9月に上陸した台風24号に避難勧告が発令されました。発令された対象人数、実際に避難場所である体育館等に避難した人数はどのぐらいだったのでしょうか。

3点目として、浸水被害のハザードマップについてお聞きします。

先ほども述べましたとおり、昨年7月の西日本集中豪雨で、倉敷市では災害関連死も含めて62人が浸水被害等で命を落としています。その大半が倉敷市の北部に位置する真備町での浸水被害でした。浸水被害が発生した地域と3年前に作成された水害ハザードマップの被害予想地域は、ほぼ一致していました。この地域にも浸水被害の避難指示は出されていました。しかし、このくらいは大丈夫だろうと、大半の人が避難することはありませんでした。この地域は以前から浸水被害が懸念されていた地域でありました。地域の水害ハザードマップの存在さえ知らなかった人もいたようです。ハザードマップがもっと地域の住民に周知されていたら、こんな大きな被害にならなかったと後悔の声があったと聞いています。

政府は2005年、地方自治体に、浸水のリスクと避難所の場所を示すハザードマップの公表を義務づけています。本市においても平成16年度に作成されました。この水害ハザードマップが地域住民にどのように周知され、利用されてきたのでしょうか。

また、作成されて15年が経過していますが、気象現象も極端化して、自然も変わっています。今後の新しいハザードマップの作成の予定についてお尋ねいたします。

5点目として、呉市、倉敷市の担当者からいろいろなお話を伺う中で、最後は自分の命は自分で守らなければならないということでありました。その一つの手段として、マイタイムラインの作成があります。マイタイムラインとは、台風などから命を守るため、自身の避難行動を事前に決めておくもので、台風や大雨のときに自分や家族がとるべき行動を時系列に沿って一覧表に書き込んだものです。災害発生時に自分の行動のチェックリスト、判断を助けるリストとして役立ちます。作成の前にハザードマップの確認は欠かせません。自身が住んでいる地域で自然災害が発生したらどのくらいの被害が予想されるのかを知っておくことが必要です。

市内でこのマイタイムラインを作成している例がありましたら御紹介をください。

また、マイタイムラインの作成を広めることも非常に大事じゃないでしょうか。

2問目として、空き家対策について質問をさせていただきます。

空き家対策についてはこれまでも何度か一般質問をさせていただきました。

8月6日、空き家対策の勉強をさせていただくために、広島県江田島市を視察させていただきました。江田島市では、空き家対策において43項目にわたる数多くの対策をしておられます。本市の空き家対策に大いに参考にすべき点が何点もありました。

高浜市では平成29年度に空き家実態調査を行い、その後、空き家と思われる建物の所有者等へアンケート調査を実施しました。さらには、パブリックコメントを実施し、本年の3月に高浜市

空家等対策計画が策定されました。江田島市の空き家対策を参考にしながら、この高浜市空家対策計画に基づいて何点か質問をさせていただきます。

1点目に、本年の2月に高浜市空家等対策計画策定に伴うパブリックコメントが実施されましたが、どのような意見があったのでしょうか。

2点目として、高浜市空家等対策計画策定において、高浜市の空き家問題にどのようなことが見えてきたのでしょうか。

3点目として、実態調査の結果について3点ほど質問します。

7ページの空き家の数及び空き家率の状況において、平成10年は9.9%、15年は10.0%、20年は7.7%、25年は10.1%と平成20年が極端に低くなっていますが、その理由は。

10ページの空き家の種類別状況について、空き家率が西三河8市の中で3番目に低くなっていますが、その他の割合では、逆に安城市に次いで2番目に高くなっていますが、その要因は。

15ページにおいて、今回の空き家の実態調査においては平成25年ではいわゆる空き家と称されるその他の住居が670戸になっていますが、今回の実態調査では、空き家候補と判断された件数が295件で4割弱に減っています。この理由は。また、空き家候補という表現を使っていますが、どのような意味でしょうか。

4点目として、アンケート調査の結果から、空き家所有者の約半数の人が解体除却を考えてみえます。しかし、解体できない原因として、「解体して更地になると固定資産税が上がる」の15人に続いて14人が「解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない」と答えています。解体を望んでいる所有者に対して、今後の空き家対策の一つとして解体除却費用の補助の検討が必要であると考えます。この点についての御見解を伺います。

5点目として、空き家のバンク制度の創設について。

今回のアンケート調査の結果で、今後の空き家の活用意向として「賃貸として運用したい」が2.9%、「売却したい」が20.6%、「無償でもよいので、手放したい」が2.9%と4人に1人の割合で空き家を手放したいと考えてみえます。しかし、賃貸、売却したいが相手が見つからないことがアンケート調査にも出ております。

現状では人数はまだまだ少ないかもしれませんが、空き家のバンク制度の創設についても検討することが必要ではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、小嶋克文議員の御質問に順にお答えをさせていただきます。

まず1問目、防災対策についてお答えをいたします。

平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風10号、平成29年7月の九州北部豪雨、そ

して御質問にもありました平成30年7月豪雨、そして本年8月末に発生した九州北部を中心とする豪雨など近年、大規模な風水害が毎年のように発生し、浸水や土砂災害等により多くのとうとい命や財産が失われています。地震への対策も重要ですが、地球温暖化等の影響により今後も台風の大型化や集中豪雨などが懸念される風水害から市民の生命や財産を守るための対策を推進していくことは、防災対策を考えていく上で極めて重要であり、喫緊の課題であると認識しております。

それでは、1点目の御質問、本年6月より運用が開始されました5段階の警戒レベルについてお答えをいたします。

最初に、運用開始に至った経緯でございますが、きっかけは御質問にもございました平成30年7月豪雨でございます。この豪雨により、1府13県で200名を超える死者、行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生しました。この水害を教訓に、中央防災会議のワーキンググループによる検討結果を踏まえ、速やかな避難行動を促すために平成31年3月に避難勧告に関するガイドラインが改定されました。この改定により、市民の皆様が避難情報や気象情報等の意味を直感的に理解できるよう5段階の警戒レベルを用いた防災情報の発信、警戒レベルごとに市民がとるべき行動等が明確化されました。

続いて、これまでとの違いについて、避難情報を例に申し上げます。

本市が発令する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の3つの情報がございます。これまでは名称のみの発令でございましたが、今後はそれぞれの避難情報に警戒レベルと市民がとるべき行動を付して発令いたします。例えば、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する際には、『（警戒レベル3）「避難準備・高齢者等避難開始」避難に時間のかかる高齢者、障がいのある方、乳幼児のいる方などの要配慮者は避難を開始してください。そのほかの方は避難の準備をしてください。』また、避難勧告を発令する際には、『（警戒レベル4）「避難勧告」速やかに避難場所へ避難してください。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（上の階など）に避難をしてください。』といった内容になります。警戒レベル4が発令されたら、発令地域の方は全員避難が原則となります。

また、ガイドラインの改正により、新たに最も危険度が高い警戒レベル5に相当する災害発生情報が加わりました。これは災害が実際に発生していることを把握した際に本市が可能な範囲で発令するもので、市民に命を守るための最善の行動を促すものでございます。

続きまして、2点目の御質問、昨年9月に発生した台風24号での避難の状況、避難情報など防災情報に関する市民への周知や理解度の推進についてお答えをいたします。

台風24号では、本市においても最大瞬間風速31.5メートルを記録し、台風の接近時刻が衣浦港の満潮時刻と重なることが予想されたこともあり、雨や風に加え、高潮による浸水等が危惧され

ました。迅速な避難行動を行っていただき、市民の皆様の身の安全を確保するため、青木町、碧海町、田戸町、二池町、芳川町の一部に避難勧告、八幡町、新田町、屋敷町、呉竹町、稗田町、向山町の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。対象世帯は4,358世帯、9,813人で、実際に避難された方は70世帯、136人でした。

この台風による避難者数は、本市においては過去に例がない人数ではございましたが、対象世帯等に対する避難率は、世帯数で1.6%、避難者数で1.4%と低い状況でした。議員御指摘のとおり、さまざまな手法を活用する中で、市民一人一人に避難情報を初めとする各種防災情報への理解を高めるための取り組みを推進し、適切な避難行動につなげていくことは極めて重要であります。

その対策の一つとして、本年度より従来の防災メールに加え、新たな情報手段として災害リスク別メールを構築し、出水期に入ります6月より運用を開始しております。具体的には、稗田町三丁目と向山町一丁目を対象とした稗田川洪水、碧海町五丁目を対象とした堤外地、青木町、春日町、碧海町の一部を対象とした土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所、沿岸部の企業を対象とした沿岸部企業の4種類の専用メールとなります。

本年5月に、職員により対象となる戸建て住宅や集合住宅、企業の計800カ所ほどにチラシをポスティングし、登録の呼びかけを行いました。ほかにも8月1日号広報において、警戒レベルごとに市民がとるべき行動、市民に行動を促す情報、発令元などガイドラインに基づく避難情報の掲載、「高浜市の防災情報等に関するご案内」と題した防災防犯グループのホームページで公表している各種情報をまとめたチラシを全世帯に配布するなど、防災情報に関する市民への周知、理解の促進に努めているところでございます。

今後もさまざまな情報ツールなどを活用し、適切な避難行動につながるための対策に努めてまいります。

続きまして、3点目の御質問、水害ハザードマップについてお答えをいたします。

本市においては、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく地震防災マップについては平成27年3月に作成しておりますが、水害に関するハザードマップについては、御質問にもありましてとおり平成16年度に作成したものが最新版となっており、作成後15年が経過しています。

マップには、平成12年9月に発生した東海豪雨による浸水実績区域などに加え、平成16年8月に愛知県より公表された高浜川及びその支川である稗田川流域の浸水予想区域が掲載されています。このシミュレーションは高浜川流域の24時間予想総雨量を321ミリとし、高浜川及びその支川である稗田川が破堤、越水した場合、内水氾濫した場合の浸水予想区域となります。

現在はこのマップを窓口に設置したり、ホームページ等に掲載する中で市民の皆様に周知を図り、意識啓発等に努めているところでございますが、作成当時と環境も異なっていることから新たなマップを作成していく必要があると考えております。

また、町内や学区単位で市民の皆様がまち歩き等をしながら危険箇所を調査し作成する、水害手づくりハザードマップなどでも活用いただいております。

続いて、新たな水害ハザードマップの作成予定について申し上げます。

さきに申しましたとおり、現在のマップは作成後15年が経過しており、平成28年5月の矢作川最大浸水想定など新たな被害想定も公表されています。水防法では、被害想定に基づく浸水想定区域や避難場所など印刷物の配布による市民等への周知が定められています。

また、本年度中に、愛知県より稗田川浸水想定が公表される予定となっています。身近な河川である稗田川の浸水想定公表を受け、令和2年度に新たな水害ハザードマップの作成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の御質問、マイタイムラインについてお答えをいたします。

御質問にもありましたとおり、マイタイムラインは、市民一人一人が家族構成や地域の危険度などに応じて避難情報などが発令された場合の行動を整理しておくものでございます。各自で必要な行動をあらかじめ決めておくことで、いざというときに落ちついて自分の身を守る行動ができます。

マイタイムラインは主に次の6つの手順に沿って作成いたします。1、自分の住んでいる地域は災害でどのような危険があるかをハザードマップで確認する。2、過去に災害で被害のあった場所、危険な場所を確認する。3、避難のタイミングを決める。4、避難場所を決める。5、どの道路を通過して避難するかを決める。6、道路が既に浸水している場合など避難場所までの経路が危険な場合にどうするかを決める。であります。

現在、市内におけるマイタイムラインの作成状況については把握できておりませんが、近年の気象状況を踏まえ、市民一人一人の適切な避難行動につなげるためにもマイタイムラインの役割は重要であり、普及啓発などに取り組んでいく必要があると考えております。

そのための対策の一つとして、誰でもマイタイムラインを作成しやすい環境を整備しておくことが重要であります。既にマイタイムラインの普及に取り組んでいる自治体のホームページを見ますと、さきに申しました作成手順に加え、ひな形、作成例や水害ハザードマップなど作成に必要な情報が一つのページ内にまとまって掲載されており、初めて見た方でもつくりやすい環境が整備されています。本市においても、他の自治体の取り組み等を参考にしながら、また地域防災リーダーの養成など地域防災の推進に協働で取り組んでいるNPO法人とも連携を図りながら、防災防犯グループのホームページ内での専用ページの構築やチラシの作成など、マイタイムラインの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

水害に限ったことではありませんが、防災対策を推進するためには適切な避難行動や災害への備えなど市民一人一人が自分事として考え、行動してもらうことが重要です。今後も災害から市民の生命や財産を守るため、地域団体とも連携を図りながらさまざまな情報ツールなども活用す

る中で、市民一人一人が適切に避難行動を行えるよう各種対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、2問目の御質問、空家対策についてお答えをいたします。

まず、1点目の御質問、高浜市空家等対策計画時のパブリックコメントについてお答えをいたします。

初めに、パブリックコメントの時期ですが、意見募集期間を平成31年2月8日から22日として広報での意見募集を行いました。この間に提出された意見は2名の方から3件が提出され、提出された意見は、1として、空き家等対策の推進に関する条例の制定、空き家等対策協議会の設置について関係法令の整理、2として、協議会の構成員についての意見、3として、空き家対策全般としての市の取り組み姿勢への意見でございました。なお、提出された意見につきましては、広報で回答をさせていただいております。

次に、2点目の御質問、計画策定時に空き家問題の課題としてどのようなことが見えてきたかについてお答えをいたします。

まず、計画策定に当たり実施いたしました意向調査の結果では、回収率が62.8%と空き家への関心が高いこと、空き家所有者の大半が70歳以上の高齢者であることが判明いたしました。また、現時点で把握できた市内の空き家のうち、所有者等が不明で著しく地域の住環境に悪影響を与え、早急に対応を必要とする一般の空き家建物はございませんが、管理している方の高齢化が顕著であり、将来的には管理不全の危険な空き家へと推移し、その数が増加していくことが懸念されるということが課題として見えてまいりました。加えて、空き家が建っている敷地が建物が建築できる道路に接していないため、除却や第三者への売り渡しが困難な物件も少数ですが、点在することが課題として見えてまいりました。

次に、3点目の御質問、実態調査の結果における空き家の数値に関する点でございますが、まず1つ目の平成20年の空き家率が低い理由はについてお答えをいたします。

この数値は総務省が5年おきに実施している住宅・土地統計調査のデータをもとに、その調査時点での抽出調査からの推計値となっております。空き家の数や率について国・県、高浜市を平成10年、15年、20年、25年と比べてみると、議員の御質問のとおり、平成20年は愛知県と高浜市は空き家率が平成15年と比較すると減少していることがわかりますが、さきに申し上げましたとおり、調査時点での抽出調査からの推計値であることから、平成20年のときに抽出調査の対象となった方の空き家率が低かったことが原因として推測されます。

次に、2つ目の空き家の種別状況で、その他の住宅の割合が安城市に次いで2番目に高い要因についてですが、繰り返しになりますが、住宅・土地統計調査の数値は任意で抽出した人への調査の結果をもとに統計処理した推計値であり、そのときの調査対象に依存する数値で、実態調査の数字とは異なりますことを御理解いただきますようお願いをいたします。

なお、参考までに、空き家の実態調査の数字を申し上げますと、近隣市が空き家計画書に記載した数字となりますが、碧南市128件、安城市409件、刈谷市377件、知立市88件で、高浜市は34件で件数としては一番低い数字でありますことを御報告させていただきます。

次に、3つ目の実態調査での空き家候補の意味と空き家の戸数が減少している理由についてお答えをいたします。

初めに、空き家候補という表現とした意味についてお答えをいたします。

空き家候補とした建物は、平成29年度に実施した空き家実態調査委託にて現地確認した際に、「郵便ポストの郵便物等があふれている」や「敷地の雑草が伸びて管理されていない」などにより空き家として判定した建物でございます。しかし、その確認した時点では、空家対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法で定義される空き家等の要件である「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」に該当するかまでは判断できなかったため、空き家候補との表現にとどめさせていただいたものでございます。

次に、空き家の戸数が減少した理由ですが、こちらも繰り返しとなりますが、平成25年の数値は住宅・土地統計調査の推計値で、空き家候補は実態調査の結果の数字であり、抽出条件などが違うため比較ができないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の解体を望んでいる人への解体除却補助についてお答えをいたします。

空き家の解体除却費用の補助は、地域の住環境に悪影響を与えるおそれのある管理不全に陥っている不良住宅、空き家住宅または空き家建築物の除去を目的として行うものと認識いたしております。この点を踏まえ、市として空き家解体除却補助を進める場合、さきに申しましたとおり、地域の環境に悪影響を及ぼしているかをどのような判断基準で行うか、また市単独での取り組みではなく、国庫補助の対象となる取り組みとして進めていくことも財政面から見て重要であると考えます。そのため、この補助制度の創設については、昨年度設置いたしました高浜市空家等対策計画策定委員会を今年度改めて設置をしていただきました高浜市空家等対策推進委員会において、空き家対策計画の推進を進める上での協議事項として検討していただく予定をしています。加えて、今後、空き家対策を進めていく上で必要となる空家特措法の規定による協議会設置や空き家等の適切な管理を定める手法につきましても、この委員会の中で協議していただくことを考えております。

次に、5点目の空き家を手放したいと考えている人がいることから、空き家のバンク制度の創設の検討をについてお答えをいたします。

空き家バンク制度は、空き家を手放したい人と住む家などを求めている人に流通のマッチングを図る仕組みの一つと認識いたしております。

現在、昨年度に設置いたしました高浜市空家等対策計画策定委員会において協議いただきました、条例の定めがなくとも進めることが可能な空き家バンクの創設や空き家対策セミナーの開催

について順次進めているところでございます。中でも空き家バンクの創設については、平成30年10月1日に、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と本市の間で高浜市における空家等対策に関する協定の締結を行いました。この協定の目的は、「市と公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会が相互に連携協力し、空き家等の発生未然防止、管理の適正化、流通活用等の空き家等に関する対策を推進することを目的とする。」であり、今年度は、この協定の目的のうち流通・活用等に関して、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会が運営している空き家バンクのポータルサイトを空き家物件の管理者へ広く紹介させていただくことを検討いたしております。

なお、同様の取り組みは近隣では碧南市が既に実施していることから、碧南市との情報交換を進めながら、また本市の窓口となる公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会碧海支部とポータルサイトの開設に向けた協議を進めることを予定しておりますことを申し添えさせていただきます。

最後になりますが、空き家バンクを含め、空き家対策を進めていく上で重要なことは、空き家はあくまで個人の財産であること、しかし、その空き家が地域の住環境に悪影響を与えるおそれのある管理不全に陥っているといった外部不経済を発生している、または発生するおそれがあり、その対処を市が早急に行う必要があるかどうかということになるかと思っております。この点を踏まえ、昨年度策定いたしました高浜市空家等対策計画をもとに、他の先進事例や高浜市空家等対策推進委員会の委員の方々の御意見を聴取させていただく中で、引き続き本市に適した空き家対策を検討、進めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

それでは、1問目の再質問をさせていただきます。

昨年24号台風では過去に例がない136人が避難したとの答弁でございましたが、今まででは一番多かった避難者はどのくらいだったのでしょうか。また、そのときはどのような災害であったのでしょうか。

それから、こうした記録というのは何年前からとってみえるのか、伊勢湾台風の記録はあるのでしょうか。

以上、まずお願いいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） これまでの避難者の状況についてお答えをさせていただきます。

本日もっと詳細な資料のほうは持っておりませんが、記憶の範囲となりますが、最も多かったのは答弁でも申しました昨年の台風24号の136人と記憶をしております。これまでの風水害等を見ましても100人を越えたことはなかったというふうに記憶をしております。多いときで数十人というレベルだったというふうに記憶をしております。

また、過去の記録の保存状況でございますが、御質問にございました伊勢湾台風については保

存はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 6月より運用を開始しているこの災害リスク別メールについて、現時点でそれぞれ何人の方が登録されているのか。また、それぞれのメールの内容を簡単に教えてください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 御質問の災害リスクメールについてお答えをいたします。

8月末現在の登録状況と登録率について、順に申し上げます。

まず、1つ目の稗田川洪水でございますが、登録者といたしましては122件となっております。登録率といたしましては24.3%となっております。2つ目の堤外地でございます。こちらの登録状況は16件となっております。登録率は17.6%となっております。3つ目の土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所でございますが、登録状況は30件、登録率は17.1%でございます。最後、沿岸部の企業でございます。登録状況は27件となっております。登録率は96.4%でございます。全体を通しまして195件の登録となっております。24.5%となっております。

また、これらに対しますメールの配信内容についてでございますが、これらにつきましては具体的な例文等は定めておりません。それぞれの状況に応じまして適宜手入力をいたしまして、発信するという状況になっております。実績で申しますと、さきの台風10号でございますが、稗田川洪水の登録者に対しまして、早目の車の移動等に関するメールのほうを配信しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 平成16年度に作成されましたハザードマップを見ますと、浸水被害予想地域、また深さとしては0.5メートルから2.0メートルの位置に資機材倉庫や備蓄倉庫が設置されています。現在ちょっとわかりませんが、いまして、浸水した場合、これ大丈夫でしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 議員御指摘のとおり、リスクがあるエリアにも防災倉庫があります。そういったところも考慮しながら、なるべくあらかじめほかの場所に移動できるものは移動しておるといった状況でございます。そういったところも状況を踏まえまして、なるべく被害をこうむらないようにという形で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 今これ見ますと、南中の資機材倉庫、それから向山の備蓄倉庫、高取小の

資機材倉庫3点、確認されましたけれども、今後はなるべくそういったように浸水しないところに移すというそういった計画があるということですか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） そうですね。このときよりも新たに、例えば小学校・中学校への防災倉庫の設置ですとか、新設した防災倉庫もございますので、そういったところも有効活用しながらなるべく有効に保存、保管をしていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） マイタイムラインについては普及啓発に取り組んでまいりたいとの御答弁をいただきました。被災によっては一般向けのマイタイムラインはもとより、防災教育として中学生向け、また小学生向けのマイタイムラインの作成にも取り組んでおります。どうぞよろしくをお願いします。

次に、2問目の再質問させていただきます。

解体除却費用の補助は今後、推進委員会で検討していただく予定との御答弁でしたが、先ほど視察させていただきました江田島市におきましては、危険家屋除却費用補助ということで工事費用の10分の3、最大30万円、少し基準が低い空き家除却支援補助では費用の10分の1、最大10万円と2種類の補助が設けられております。

近隣市におきまして、このような解体除却費用の補助制度を設けている、または検討している例があれば御紹介ください。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） 除却の費用の補助の制度でございます。

除却の補助の費用は、現在、愛知県が国庫補助を使ったパッケージを1つ持っております。その愛知県のパッケージでございますと、160万円を上限といたしまして国が5分の2、愛知県が5分の1、高浜市が5分の1、残りを空き家の所有者、管理者が負担するというような制度がございまして、その制度を使って碧南市さんが同様の取り組みを現在進めておられます。

知立市さんも一応除去の制度をお持ちなんですけど、若干補助率の%が違うものですから、ちょっとまだ詳細に打ち合わせはしなくて、制度はお持ちだということだけ把握しております。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 工事費の費用の何分の何とこれはやっぱり県のほうも決まっていますか、最大今160万円という話でしたけれども。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） 空き家の除去をする費用というのが、やはりその建物の状況によって変わってくると思います。一般的に私どもちょっと道路等の事業で建物を除去された方から費用のことを聞いておる限りではすごくばらつきがございまして、高い方は500万円ぐらいかかる

よとおっしゃられる方もおれば、300万円ぐらいで終わりましたよと、一般的な一戸建ての住宅なんですけれども、そういった費用が現実として除却する場合にかかってくるということを聞いております。

その中でも、やはり愛知県としては160万円を上限としてというような補助制度になっております。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 今、答弁の中で、今年度、高浜市空家等対策推進委員会を改めて設置したとのことですが、この構成メンバーと今後のスケジュールについてお聞きします。

また、この空家特措法の規定による協議会設置とありますが、この協議会の目的の説明及びこの推進委員会と協議会の役割の違いについてお願いいたします。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） 今年度、推進委員会ということで改めて設置しておりますが、この推進委員会の委員の構成からまずは御説明させていただきます。副市長を委員長といたしまして、法務、不動産、あと建築関係の方、警察、消防の方ということで8名、あと有識者の大学の先生で構成をした組織でございます。

こちらの委員会の目的でございますが、やはり空き家等の対策計画、空き家等の計画というのはやはり時代をとって日に日に空き家の状況が変わるということがございます、社会状況によっても変わるということがございますので、そういった社会状況に対応できるような修正、変更、あと、計画内の基本の方針があるのでございますが、そちらに関する調査、検討、あと空き家対策に関する協議会の設置などなどを検討していく組織で、今年度は3回予定しております、先日1回目を終えております。

あと、協議会というところでございますが、空家等対策推進に関する特別措置法の7条のところ、「市町村は、空家対策の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」という規定がございます。昨年度、ちょっとこういった協議会の設置を見送った形での空き家対策の計画のほうは作成はいたしておりますが、やはりこちらのものを変更及び今度、実施に関する協議を行っていくために、空き家対策を進めるということで推進会議で改めて今年度から活動しております。

今年度終え、来年度早々もしくは今年度中には、この協議会を組織することができるという法定協議会というようなものへの発足を考えております。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 一応、委員長として少し答弁させていただきたいと思います。

先ほどから危険な家屋の取り壊し費用に対する補助の関係のお話がありました。通常考えますと、危険な家屋を取り壊したことによって土地の価値が上がり売却益が出る、こういった物件

にまでも公費を投入するというのは、私としては慎重に対応すべきという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） ただいまポータルサイトの開設に向けた協議を予定しているとのことですが、この空き家バンク制度創設にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

少し状態が落ちる空き家のような物件は、なかなかこれ流通しにくいものです。そこで市が流通のマッチングを積極的に取り組むことによって、空き家の賃貸、売買につながる可能性が大きくなると思います。結果、空き家の減少にもつながると思います。

以上で一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩をいたします。再開は13時。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、内藤とし子議員。一つ、子育て支援について。一つ、いきいき号の拡充について。以上、2問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

1 問目、子育て支援対策について。

保育園の待機児童対策について伺います。

子供が保育園に入れなかったという方から電話がありました。その方は、とりあえずおばあさんに仕事をやめてもらって面倒を見てもらうことにしたと言ってみえましたが、この待機児童については、ことしの4月、3歳未満児が11人いるとのことでしたが、現状はどうなっているのか、この方たちは保育園に入れたのか。また、今後の対策について、待機児ゼロにする計画、対策をお聞きします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 待機児童についてでございますけれども、まず、先ほど議員の質問の中でもありましたように、この31年4月1日現在で待機児童は11人でありました。もう少し詳細を示しますと、1歳児で5人、2歳児で6人というところでございます。

この方々につきましては、この6月に吉浜幼稚園の空き教室を使った小規模保育園ぼんぼんマムを開設の際にそちらを御案内する中で、そこを利用する方もいれば、中には自分が行きたい保育園があくまで待つという方もいらっしゃいますので、そういった形で、4月1日現在で待機児童であった方につきましては、次の枠というものを一定程度示されたものと思っております。

ただ、年度途中で育休復帰等々する予定の中でございますので、現在の待機児童という部分につきましては、議会の資料要求にもありましたように8月1日現在で11人いるというところでございます。

待機児童、今後のところについてというところでございますけれども、先ほど申しました4月1日現在で11人いる待機児童を、じゃ、来年度4月1日時点で同じタイミングでどう受け皿を整えていくかというところでございますけれども、先ほど申しましたようにぽんぽんママが6月に開所したということで、15名の定員枠をふやしてあるところに加えまして、高浜幼稚園の認定こども園化、また民営化、認定こども園化というところの中で、1歳児で10名、2歳児で18名の合計28名を拡充するという予定でございますので、これらの対策によりまして令和2年4月1日では、本年度よりも1、2歳児で合計43人の定員が増加する状態で4月を迎えるということになりますので、またそれで待機児童がどうなってくるかはそのときの状況にもよりますので、ただ、この平成31年度4月1日現在の待機児童を上回る枠を予定できるというところでございますので、よろしく申し上げます。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 次に、たかとりこども園の運営と交通安全について伺います。

保育内容について伺います。

旧高取保育園が今現在解体中ですが、解体はいつまでかかるのでしょうか。また、園庭の整備はいつまでかかるのでしょうか。

解体されるまでは五反田グラウンドも使うと説明が、ことしの3月ですか、ありましたが、現在どのように使用しているのかお答えください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今、御質問がありましたたかとりこども園についての、主に園庭ですとかそういった関連の質問でございますけれども、まず、園庭の整備に先立ちまして今行っております解体工事でありますけれども、工期の完了予定が10月31日となっております。その後、園庭整備に入るわけでございますけれども、それは法人側が行うこととなりますので、そちらが主に大体2カ月程度かかるというふうには聞いております。ですので、今の予定でいきますと、園庭ができるのは年明けぐらいかなというふうに見込んでおります。

また、その間というところでございますけれども、今は五反田グラウンド、園のほうを活用したい日を法人のほうで考えながら利用しているという、予約を入れて利用しているというところでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） わかりました。

この旧高取保育園の解体についてですが、アスベストが出たというような内容もあっておくれ
てきているわけですが、このアスベストについては、やはり高取保育園を建てたときに設計図な
どもあると思うんですが、そういう中でわからなかったのか。その点をお示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 解体工事に当たって、当初設計をする中では図面等確認しながら
業者、専門業者にも見ていただきながらサンプルをとってやってきたところでございますけれど
も、この5月に、学校のほうでも内壁ですとかそういったところから出てきたというところを踏
まえまして、そこで追加して調査したところ、やはりそちらのほうからも学校と同じように内壁
の塗膜から出てきたというところがありましたので、急遽その対応をして、アスベスト除去の対
応をして、そういったこともあわせまして工期が延伸したという形でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 旧高取保育園を壊す場合に、やはり前の設計図を見て、その設計図から
ここはこういうのが使っている、ここはこういうのが使っているということを見るわけですから、
そこを見た段階でアスベストが入っている、そのアスベスト、何年でしたか、とめましたから、
その時期より前に建てているわけですから、そういう面ではアスベストが入っているというこ
とがわからなかったのかどうか。その点でお聞きいたします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど答弁させていただいたとおり、当初でアスベストのほう
の調査をいたしまして、これについて工事費のほうを積算しております。その後、新しい基準、
アスベストの新しい基準が設けられたということで、高浜小学校のほうで新たに費用追加がなっ
たと。あわせまして、こちら高取保育園のほうも新たに調査を、その新しい基準に対して調査を
させてもらったというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 新しい基準というのはいつから。アスベストについて、新しい基準が出
たというのはわかるんですが、いつ出たのか、それについてお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちらにつきましては、平成29年度ごろということで承知して
おります。しかしながら、私どもそのことを知ったという時点につきましては、高小の解体工事
のときにこちらのほうが新しくなったということをお伺いしたというところがございますので、
よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 29年ぐらいにということなんですが、やはりこれしっかり解体するにし

ても、学校だけじゃなくて、どこを解体するにしてもしっかり調べてやっていただきたいと思います。

次に、たかとりこども園の交通安全について伺います。

たかとりこども園は、それまでの公立園が統合してこども園になり、ことし4月から開園となりました。利用者の方から、通園の安全について相談がありました。そこで伺います。

こども園前の道路に消えかけていた路側帯の白線があり、子供たちが交通安全の面から非常に危険だと言われ、私も視察いたしました。父母の方たちもこども園に話をし、こども園からも市に要望されたことから、この白線については引き直していただきました。本当にありがとうございました。

現在、市内の通学路には、緑のスクールゾーンが引かれています。しかし、保育園については何も制約はありません。交通安全の面からいうと、この面ではまだ不十分です。私も視察しましたが、五反田グラウンドの駐車場に車をとめて、子供をこども園に預けるために歩いてくる親子の安全を守るために、白線内にキッズゾーンを示すペインティングをして、はっきりここのところを通るときは特に気をつけて、また車も気をつけて通ってとわかるような改善をしてください。

この点で伺います。いつまでに改善がされるのかお答えください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） たかとりこども園の安全対策、交通安全対策というところがございますけれども、議員もおっしゃいましたように、今は解体途中というところで、今は現状はまだ最終形にはなっていないところがございますので、交通安全の面では不十分な部分もある中で、今は園のほうで、職員が立哨したりして交通安全には努められているというところの中で、では今、最終形で申しますと、その安全対策の部分につきましては、旧高取保育園の前にありました横断歩道があるんですけれども、それが今の正門とはずれているので、そこがちょっと整合性がとれていないところが、園庭が整備されますとそこの横断歩道を渡ったところに通用門がくる形になりますので、たかとりこども園へ歩行してくる場合につきましては、道路の白線を引いた反対側の今歩道がある部分を歩いてもらって、最終的に横断歩道を歩いて渡ってもらえば安全に通園できるのではないかなと考えておりますので、今申された、今引きました白線の中へ例えばキッズゾーンを設けるとか、そういうことは今現状では考えておりません。

また、先ほど申された五反田グラウンドに保護者が駐車をした場合のところでございますけれども、今現状も旧高取保育園の園庭、農業センターと五反田グラウンドの間の通路を渡って入れる門が設けてあります。それはその後も、今のたかとりこども園も園庭整備の中でその門を使って入れるという形にしていくということなので、この最終形になれば今言われた交通安全的なところはかなり安全性が高められるのではないかなと認識しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 旧高取保育園が解体されてというお話はわかりませんが、その解体されるまで、まだしっかり完了するのに年明けぐらいまでかかるというお話ですので、その間、五反田グランドから農業センターの前を通過して反対側渡って、横断歩道を渡って保育園に来るというお話も出ました。

でも、朝の急いでいるときに、お母さんたちは、駐車場も東側にあるわけですが、その東側にある駐車場にとめるのがいっぱいだというところもあって、五反田グランドへとめて子供さんを連れて保育園に登園される方も多いわけですから、そういうことを考えると、その道を横切って歩道を渡って、また横断歩道を渡って登園するということは実際問題として無理ではないかと思うんです。

その点では、この園がきちんと準備ができるまでの間でも、やっぱりこのキッズゾーンを示すようなことをしていく必要があるかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今一時的に御不便をかけているというところで、大変申しわけなく思っておりますが、こちら園庭ができた後は整備が整うということでございます。

現時点におきましては、先ほどこども育成グループリーダーが述べたとおり、たかとりこども園の職員の方が立哨していただいて、こちら交通安全のほう御配慮いただいておりますので、その辺御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 立哨、確かに園長先生たちも出てきて、交通安全の面で、1人おじさんも見えますし、やっつけていただいているのは本当に御苦労さまだと思うんです。

でも、農業センターの西ですね、五反田グランドのところにとめておいて来るという方たちのところまでは、何というんですか、立哨はやってみえませんが、本当にね、農業センターの前に花を植えてあったのか、コンクリートのブツもありますし、非常に狭いところを子供たち、子供を連れて歩いてみえるわけですから、そのところだけにでもやっつけてと安心して親御さんも通れると思うのですが、その点でもう一度お願いします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 園庭が整った折には農業センターの裏の道を通っていただくということは先ほど述べさせていただいたとおりです。それまでの間にキッズゾーンを設けていただきたいというお話でございますが、その園庭が整った後、そのキッズゾーンがそのまま残ってしまっておると、こちら勘違いしてそこを使ってしまう保護者の方も見えてくるということも想定されます。そういったことも鑑みまして、今一時的に御不便をかけておりますが、交通安全対策をするということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 9月25日の中日新聞に、保育所の周辺道路対策に国交省が、大津の園児事故を受けて二度と同じ過ちを繰り返さないよう、大きな事故が起きない前に保育所や幼稚園、認定こども園周辺の生活道路への車の進入を規制するため、市町村が策定した計画に基づく安全対策に財政支援する方針を決めたという記事が載っていたんですが、これは担当は知ってみえますでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 大津の事故を受けまして、既に国のほうから通じて県のほうから保育園、幼稚園等の周り等で危険な箇所がないか、そういったものを調査して、また報告等上げるようにという、それはその今のお話の中の一連で来ているものだと認識しております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 知ってみえるということでしたら、この何と申しますか、こういう対策をとられる考えはないのかどうか、お示してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） この先ずっとそういった状況が続くということでありましたら、それは考えないことではないというふうに考えております。

ただ、一時的というところがございますので、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私は先ほど来、旧の高取保育園が解体されたらよくなるというお話をされているものですから、その点で今お聞きしていますが、このたかとりこども園は、ダンプカーやトラックの何と申しますか、通行が割合多いんですね。通り抜けだと思われるような車もちょっと通園時間帯なんかには多いんです。

この国土交通省が、子供関連施設の周辺道路について、昇降式のポールで車の進入を一定時間禁止したり、路面にでこぼこ状のハンプというんですが、設置して車の走行速度を抑制したりするといった安全対策を講じることで、局所的ではなく、このエリア一帯を規制する方法を推奨しています。いろんな方法で安全対策を講じる方法もあり、たかとりこども園の場合、ダンプカーやトラックの通行が割合多いんです。これは園長先生もお話しされていましたが、それに時間を短くしたいためという通り抜けの車も多いことで、子供たちに注意をしていると言われました。

そのためにも、物理的にスピードを出せなくする方法をとってほしいと考えていますが、改善の計画はありますか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 道路管理者の立場から御回答させていただきたいと思います。

議員おっしゃるような交通、スピードが出ないようにするマウントみたいな形のものとかそう

いったもの、それから上げ下げができる車どめみたいなものは存在するという事は承知しております。その中で、そういったものを設置することによって、また逆にダンプカーみたいな大きなトラックでしたら通行に対して荷物を載せているというところで、その荷物が振動を与えるというところで問題になること、それから幅員が狭くなることによってそのダンプカー自体も通行に支障が出る、そういった可能性もございます。そういったことから、そういった通行規制のものに関しては非常に十分に検討をして、検討した後に設置をすることが必要だと考えております。

そのため、こちらの旧高取保育園、こちらの前につきましては、そのようなものを設置することに関しては十分な協議、そういったものが必要だと考えておりますので、設置に関してはなかなか難しいものと思っております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） これ、こういう安全対策を講じるということが大変難しいという今お話が出ましたが、そのために特に解体作業中ですね。園庭整備が終わるまでの間に、この問題は朝、ダンプカーやトラックが通行が多いこともあって、また通り抜けの車が多いこともあってずっと同じ問題が生じてきますので、ずっとの話としてあるんですが、特に解体作業や園庭整備が終わるまで、それまでに何かあったらどのように誰が責任をとるのかお示してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） もちろん大前提は何かがあったときではなく、ないように注意していくということが前提になります。したがって、こちらたかとりこども園の職員の方々に御苦勞かけておりますけれども、こういった方々、いろんな方々、地域の方々に、そういったところの目でこの交通安全のほうに努めていただくようにして、安全のほうを守っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市内の保育園や幼稚園、こども園など、送り迎えの車だけでなく園前を通り抜けするような車が通るといふような、言ってみれば危険性のある園というのは市内にあると思いますか。危険な状態があったら教えてください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 少なくとも今の園の周りで通園時にそういった車両に巻き込まれて事故に遭ったと事例は聞いておりません。

以上です。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市内の保育園や幼稚園、こども園も含めてですが、どこも大通りから一歩入り込んだところにあるんですね。また、翼幼保育園のように園の前に駐車場があって、何といいますか、スピードが出せない、また南部保育園のように駐車場が離れたところであって、駐車

場からは子供を連れて園に来るとい保育園の場合もあります。

たかとりこども園の前を通り抜けの車がスピードを出して通り過ぎていきます。特に送迎時にも通り抜けが多いというのは、先ほども言いましたように、ですから、旧保育園が解体されても交通安全の面からいうとまだまだ危険性があります。ぜひたかとりこども園前の道路に国土交通省の言うような安全対策をとられるよう求めたいと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど都市政策部長のほうで答弁させていただいたとおり、現状におきましてはそういったことは考えていないということです。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 非常に、こども園の職員の方たちに立哨を行って交通安全の面については気をつけていただくというようなお話でしたが、これ、本当にほかの園と比べても非常に危ないものですから、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ、運営の面で、北側に稗田川があり、これまでの保育園には川の土手から、土手からというか土手に保育園側に移動できるような橋というか、道路というか、がありました。旧高取保育園を解体中の現在は、橋は、橋というか道路はなくなっていますが、園長先生にお聞きしますと、北側のフェンスに囲まれているところに出入口がつくられています。しかし、道へ出るためにはしっかりした通路とか道路とか、橋とかが必要となります。

フェンスに通用口がついているからよしではなく、小さな子を土手に上げることを考えると、何人かを一度に運べるような乳母車が必要だと思うんですが、そのためにも解体後で結構ですが、橋なり、道なりをつくる必要があると思いますが、この旧高取保育園の解体が済むと、この道なり橋なりがつくられるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今これから整備しようとしている園庭のところ、フェンスで囲まれるわけですが、そこですと、その堤防道路に面したところが少し高さが園庭とそんなに差がないところがあるので、その位置に一応出入りできる扉をつくって、子供たちはそこを抜けて堤防道路に出られるような予定をしているという話を伺っております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） はい。わかりました。

次に、保育料の無償化の問題について伺いますが、この問題は今後9月議会で議案として出ているので質問については難しいと言われてしまいました。

ほかの議案に出ていない問題として、副食材料費の徴収は今後どこが行うことになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） この保育の無償化に当たりまして、今まで保育料に入っていた副食代が実費徴収という形になります。公立の保育園、幼稚園では取り扱いが少し変わるわけですが、予定では公立の保育園では、園で徴収したものを市の歳入に入れて、賄材料費の中でそれを負担していくという形ですので、保護者のほうから口座振替等で落としたものをそのように処理していくということになります。

幼稚園につきましては、今までも実費徴収を私会計の中で園で徴収して、公立幼稚園の場合は学校給食を活用しておりますので、そちらのほうに納めていくという形の取り扱いになる予定でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そうしますと、幼稚園は銀行振込ということでもいいのでしょうか。

銀行振込ができない方については実費徴収で、幼稚園なり保育士さんなりが受け取るということになるのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 実費徴収というのは現金を扱うという意味ではございませんで、保護者からかかった費用をその分もらうという形でございますので、その取扱いは今までと変わらないというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今まで通帳で引き落としができなくて、何といたしますか、直接というような方たちは何人かお見えになるのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） これまでも給食代にかかわらず保育料等につきましても、引き落としをかけて落とせない場合につきましては、二度目の引き落としはしないので現金徴収ということはありませんけれども、基本的には皆さんに口座振替のほうを原則お願いしてやっています。どうしても通帳が開設できないとか、そういうパターンがあれば、それは要相談という形で対応しますけれども、基本的には口座振替で対応しているというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 口座振替でみんな済んでいるということでもいいのでしょうか。いや、多少口座振替ができない方もいるということでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） その年によって、保護者の方も入れかわってきますので、そういう方もいらっしゃる時期もあるかもしれませんが、今、すみません、最新の今の状況がどうなっているかまでは把握してはおりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この副食材料費の問題は、一人一人に新たに請求書を出すのではないかと思うんですが、その点ではいかがでしょう。

免除対象者には請求しないという、複雑というか対応が求められると思うんですが、その点ではいかがでしょう。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） こちらにつきましては、基本的に現物支給で、公立幼稚園、保育園の場合は対応していく形にはなるかなと思いますので、免除の方につきましては、そのところを最初もらってから返還するというやり方にはならない予定でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 民間の園も同じだと思うんですが、説明や請求や徴収管理などの負担が新たに保育所や幼稚園などにかかってくるわけです。長時間過密労働に拍車がかかることは間違いありません。事務負担軽減のために、行政による新たな支援や人員配置が必要だと考えますが、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 例えば保育園ですと、今までも基本的には主食代というものを実費徴収はしておりますので、その部分が副食代の金額がふえるだけという形ではございますので、何か今までと事務的に大きくその点では変わるという認識ではございません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そうしますと、今後は保育料は無償になるが、この給食のほうについては実際に払っていただくということになるわけですが、この保育料よりも給食の代金のほうが高くなるというような方はどれぐらいおられるのかお示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） このたびの国の制度におきましては、先ほども議員申されましたように、所得が低い方におかれましては副食費の免除がされる制度となっておりますので、その逆転現象が起きないような配慮をしているというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そうすると……

○議長（北川広人） 内藤議員に申し上げますけれども、少し踏み込み過ぎて、9月定例会、本定例会の議案の中まで入り込むような答弁になりつつありますので、もう少しお控えをいただくようにしていただきたいと思えます。

委員会付託の予定がありますので、その辺のところを御配慮ください。

○15番（内藤とし子） はい。

じゃ、次は委員会でしっかりお聞きすることにいたします。

学童保育の運営内容の改善について伺います。

学童保育について、高浜市は人口がふえ、就学児童もふえ、教室も足りなくなり、このところ追加追加でふやしています。その中で、高取学童は、教室利用の学童保育と、学習館利用の学童保育と、夏休みの公民館利用のキッズクラブと3カ所で運営されています。ことしから公民館利用のキッズクラブも開始され、利便性は向上したと思いますが、ほかの地域のように一般児童が遊びに行くところがなく、非常に困っているという方がおられ、この夏も困りましたという声が届いています。本当は学童保育に入れてほしいのにとってみえました。

碧南市の施設を借りたりもしましたが、知らない方ばかりですので、大人がついていなければなりません。これでは大人も毎日が苦痛になってしまいます。

学童保育に入れるように条件を緩和してください。それと、一般児童が入れる児童センターの検討をしてください。お答えください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童クラブにつきましては、児童クラブの対象というのはあくまでも昼間、日常的に児童と過ごす大人がいない場合というものを前提としております。そういった状態を満たす方であれば、当然ながら児童クラブで受け入れるという形にはなりますけれども、そういった条件を満たさない場合で、たまたまこの日、今月この日は都合が悪いからとか、そういった状況の中での児童クラブに受け入れるとか、そういった意味合いでそこを緩和していくという予定は考えてはおりません。

また、高取学区の子供の居場所というところで児童センターをというところではありますけれども、高取学区におきましても、放課後居場所事業をする中で子供たちの活用が非常に多く高取学区を使われている中で、また屋内のというところでいきますと、高取公民館に図書室がありますので、そういった、高取公民館の図書室では火曜日を除く9時から17時までは自由に利用できるというところでもありますので、そうした場所を居場所として活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この夏も困りましたという声の方は、お母さんとお父さんはもちろん仕事に行ってみえて、要するにおばあちゃんはいろんな用事があるんですが、夏休みはやむを得ずみんなその用事を断って、一般児童の入れる児童センターもありませんから、お孫さんの面倒を見ておられたという方なんです、本当にこれ親が仕事に行ってもそういう条件が、そういう状況があるわけですから、そういう子供さんについてはせめてこのキッズクラブには入れていただきたいと思うんですが、キッズクラブにも入る資格がないというようなことを言われたというふうにお聞きしています。これではやっぱり本当に面倒見てみえる方も、1日、2日を見るな

らいいんですが、42日間ですか、見るということになると大変、それこそ苦痛だというお話です。ぜひこの高取については検討していただきたいと思います。

それから、吉浜学童についてですが、100人以上の方が毎日吉浜保育園の3階に集まって遊んだり、勉強したり、お昼御飯を食べたりして過ごしてきましたが、1人当たりどれだけの面積があるのでしょうか。

職員の方は、こんなにたくさんの方が集まってくれるのはにぎやかで大変うれしいと言ってみましたが、幾ら面倒を見る方をふやしても、一人一人の様子についてしっかりつかんでいるということは言えないと思うんですね。子供たちは常に動いていますし、これは子供たちが学童保育として入るところといたしますか、遊ぶところ、勉強するところ、体を動かすことができようにする必要があると思うんですが、この点で見解をお聞きます。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、吉浜の児童クラブ、これは吉浜児童センターの中で行っているわけですが、吉浜児童クラブ、児童クラブは児童1人当たり1.65平米という基準がある中で、それを満たしつつ、また児童センターとしても運営しているというところでございます。そうした中で、今は夏休みはセンターキッズ等々ある中で、子供たちの利用も多くなるわけではございますけれども、その中で、運営者である知多学園さんがこの施設規模に合わせた遊びを提供していただき、また安全への配慮をしていただいて工夫しながら運営を行っていただいておりますので、吉浜児童センターにおきましては、そういった運営者の工夫、創意の中で今の施設をうまく活用して運営していただいているというところをそのまま継続していければと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 下の保育園の保育士さんも、上の児童センターに何か100人以上の方が、子供たちがいつも上がって行って遊んでいるんだけれども、ちょっと多いんじゃないということを書いてみました。今、1人当たり何平米と言われましたかね。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 1.65と言いました。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 1.65と言われましたが、この1.65というのは、屋根のないコンクリートの外遊びができる部分も入れて1.65でしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 通常でいきますと、児童クラブ室等、そういった部屋のスペースという認識でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 児童クラブ室は1人当たり1.65平米で、100人の子供たちがあって、これ本当に何というか、面積が足りているのでしょうか。一遍お示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童センターにつきましては、児童クラブ室で面積を満たす中で、そういった残りのスペースも活用しながら、センター機能と児童クラブ機能を合わせて受け入れていくということが、制度上でもそういう形で活用していくという形になっておりまして、その部分については満たしているというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 子供たちが、御飯食するときについては1つの部屋にブルーシートを敷いて、みんなそこに集まって御飯食するということだそうなのでそれで済むとしても、実際に子供たちが遊ぶとなると、ゲームで遊ぶ、それからボール遊びをする、いろんな遊びがあるわけですから、これ十分な遊びができないかと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるのかお聞きします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 吉浜児童センターにつきましては、第二クラブを設置するなど、またセンターキッズを実施するなどして、市民のニーズに応える形でこちらのほうの利用のほうの拡大をさせていただいております。そんな中で、現在までも大きな問題もありませんし、また利用者からも好評を得ているという状況でございますので、現行におきましてはまた新たな対策というものは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 十分な広さがなくて、子供たちがしっかり体を動かすことができるようになっていないということは見に行けばわかることですが、この点では引き続きまた改善に向けて質問させていただいていきます。

給食費の助成についてお聞きいたします。

給食費の無償化は、義務教育の無償化に基づいて今までにも常に言われています。また、70年前にもこの問題は国会でも問題になり、文部省は、学校給食費も無償化することが理想で望ましいと発言しています。当時の共産党議員が質問したところ、当時の文部省の大臣が無償化することが望ましい、国も無償化を目指していたことが明らかになっています。

三河地域でも1カ月だけ無償化にしたり、第三子が無償化にしたりと、子育て支援、定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進を挙げておられます。

学校給食のある日は、世帯年収による栄養格差がなく、貧困対策として子供の食のセーフティネットの役割を果たしていると言えます。

日本の学校給食の特色は、給食を教育と捉えていると、食育を研究している名古屋芸術大学名

誉教授、新村洋史名誉教授は、給食、食育が知育、徳育、体育の基礎をなすもので、給食は給食費無償化の範疇であり、無償化に踏み出すときであると発言されておられます。

市当局の見解をお聞きします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 給食費につきましては、これまでも毎度となく御答弁させてもらっておりますけれども、学校給食法という法律第11条及び同法施行令第2条では、学校給食の実施に必要な施設や設備等に関する経費を学校の設置者である市が負担し、それら以外の経費として、食材費は保護者の負担ということがきちっと法律に書かれております。

また、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、就学援助制度という学校給食費に対する助成制度があります。

さらに、先ほど食育ということを言われましたけれども、高浜市においては全ての小・中学校において給食の調理施設を設けて、きちっと栄養教諭が自校調理方式という非常に力を入れた取り組みを進めておりますので、子供たちは毎日温かい食事を食べることができるということで、そういうことに対して力を入れており、食材費に対しては助成する考え方は持ち合わせておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この問題も非常に大きな問題なんです、なかなか非常に市の冷たい姿勢で、給食法で保護者負担とされている食材費については、自治体等が全額補助することも否定されないと、1947年に事務次官通達を確認をされていますから、これは法律で定めてあると言ってもそのみではないわけです。この件についてはまた引き続きやってまいります。

高浜市循環バスのいきいき号について、運行拡充について伺います。

6月議会では十分な回答がいただけませんでした。

そこで、もう一度引き続いてお伺いいたします。

本年の7月から運行を変更しましたが、このことについて、市民に周知しましたか。伺います。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） いきいき号停留所及び運行時間の変更につきましては、広報たかはま及び高浜市公式ホームページにて、また利用者に対しましては、いきいき号の車内に事前に掲示をしまして周知を図っております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 利用者は利用して理解するというようなところとっていいのでしょうか。

運行状況については、この病院のところだけ変更したわけですが、ほかの市内運行については問題がないと考えてみえるのかお示してください。お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 今回の変更につきましては、刈谷豊田総合病院高浜分院が高浜豊田病院として移転をしたことによる停留所の移転と、それに伴う時刻表の変更、市内コースの運行時間が5分ほど増加したことにより、刈谷市コースに高浜市役所の1つ前にどのコースも停車する高浜豊田病院を停留所にすることにより、刈谷市コース利用客のトータルの乗車時間の短縮を図るための停留所の追加を行っております。

市内運行につきましては、さきの一般質問にてお答えしたとおり、使用者のニーズを踏まえまして必要な変更は行ってまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今お話がありました市内の運行について、変更していくということをおっしゃったんですが、どこをいつまでに変更していくのか、全て変更していくのか、その点がわかりませんでしたのでお示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） コースの変更につきましては、その時々ニーズ等を勘案しながら、利用者等の御意見をお聞きした上で、高浜市地域交通会議において御意見を集約しまして変更していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市内循環バスは、交通事業者が市内の交通利便性を高め、市民の交流、公共施設利用など、まちの活性化をより一層推進することを目的に運行されています。この目的から今の循環バスが十分役目を果たしているとは言えません。

例を話しますと、田戸町の方があつぽに8時21分、あつぽのところで乗って、市役所の玄関前に8時40分到着。翼コースに乗ってドミーに行こうとすると、翼コースに行くのは9時25分、到着は9時40分で到着するとして、この間、市役所で45分待ちとなります。また、赤松団地の方が9時14分に乗って、市役所に9時27分。ドミーに行こうと翼コースに乗るのに10時45分、翼ふれあいプラザに11時到着。この場合、78分待たなくてはなりません。吉浜コースから港コースへ行くのは行きやすいけれども、吉浜コースから翼コースへ行くのは、市役所で68分も待つというような非常に難しいことがあります。

こんなコース運行では、利用者は限られてしまいます。これを皆さんは、市役所での待ち時間が長過ぎると言われるのです。これを含めて、運行を見直す必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） いきいき号の運行方針にもございますように、交通弱者である高齢者等の日常生活に必要な移動の足を確保するために市内を運行するというのが趣旨でございます。

今、議員お示しいただいた利用の形態を見ますと、私どもも感じているのがいわゆる翼コースにどのようにアクセスするのが焦点になってくるのかなということも一つ、私どもも認識をしているところでございます。

コースの見直し等を考えるのであれば、各コースがどのように効率的に翼コースに接続できるのか、待ち時間をどのように短くするのか等を視野に入れながら見直しをしていく。また、市内にお住まいの高齢者の方々の住んでいる、多く住んでいる地域に停留所を設置するなど、その移動の足としての乗る場所の検討とその利用する方のニーズに即した接続方法等の見直しが今後必要になるのかなというふうには考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 現在の運行を決めたのは平成23年でした。23年以後、市内の人口もふえ、前から若干ふえてはいるんですが、その後、当時家がなかったところに家が建っている、また、7年たったということは、十年一昔という言葉があるように、高齢化もあり、免許証も返納されたり、返納を考えていたり、当時若い方ばかりと考えて停留所も考えていなかった、置いていなかったところでも、現在では循環バスが必要になったところもあるのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 市民のニーズに沿った市内循環バスの運行は、事業を進める上で必要不可欠なことであるということはこちらも認識しております。手法につきましては、検討の必要がありますけれども、多くの方の御意見を集めて、利便性の高いコース設定が必要と考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いきいき号の利用者数の、平日ですが、刈谷市コースとそれから市内4コースの利用者人数を出していただいたんですが、刈谷市コースは大体同じ人数、5年間とも同じような人数になっているんですね。もちろん、市内4コースも同じような人数になっているんですが、刈谷市コースが非常にふえてきたということは前に質問したときも言われました。

でも、市内の4コースのこの人数がほとんど変わっていない、時にはぐっと下がっているときもあるということは、やっぱり市内のこの運行、先ほども言いましたように、市役所で待っている待ち時間が長過ぎて、こんなことならほかの方法で何とか行ったほうが早いというような方たちが多いこともあってこういう状況があるのではないかと思うんですが、これをやっぱり少しでも早く改善しなくては、いつも乗る人は一緒に、市内のコースについては車、人が乗っているのが非常に少ないというような状態が続いてしまうと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 先ほど議員おっしゃられましたように、停留所の設定が7年ほど前

で乗っていらっしゃる方も大分変わられてきているのではないかと、減ってきているのではないかと御趣旨の質問かと理解してお答えさせていただきます。

確かに乗る場所につきましては、年間でリサーチしてみると少ない乗車の停留所等もございます。例えばその停留所を廃止しながら新しいニーズのあるところの停留所をふやすなどしながら、また接続の関係も考慮して、市民の移動の足として利用できるような循環バスとしての機能を維持していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この今の運行日程ですか、これをいつぐらいまでに改善しようと考えてみえるのか、それをお示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 時期的なものにつきましては、今明示できるものではございませんが、実際に運行している中での実際の利便性等も御意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜の高浜豊田病院は、新しいほうの病院ですね。停留所がございます。同じ民間病院でもほかの開業医さんはどこも近くでとまってはくれません。これでは不公平であるという声も聞きました。刈谷豊田病院も一民間病院だと思うんですが、これはどうしてでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 刈谷豊田総合病院、本院の……

〔「はい。新病院のほうです。高浜豊田病院です。失礼しました」と呼ぶ者あり〕

○経済環境G（板倉宏幸） 高浜豊田病院に今回停留所を設置しているものの理由ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○経済環境G（板倉宏幸） 今回、高浜豊田病院、刈谷豊田総合病院高浜分院が高浜豊田病院のほうに、旧中央公民館の場所に移転することに伴い、バス停の見直しを行っております。その際、各コース2分から7分ほど、平均5分ほどなんですけれども、経路における運行時間が伸びたことがございます。それによりまして、刈谷市コースに向かう乗車時間が同程度延びることから、各コース1つ前に、終点の市役所の1つ前に各コース停留所が高浜豊田病院、設定されておりますので、そちらにおることによって乗車時間のトータル時間を減らすことを目的として今回設置をしているというふうに説明させていただいております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 民間病院のほかの開業医さんはどこも近くでとまってくれないという声

があるんですが、その点ではどうでしょう。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 一つ挙げさせていただきますと、翼コースに翼小学校北という停留所がございます。こちらドミーに近い停留所でございます、こちら医療村がございます。民間の医療施設についても利用しやすいというようなことを意図して設置されているバス停であると、こちら市としては認識してございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

残り時間3分ですので、よろしく願いいたします。

○15番（内藤とし子） 翼の医療村ということでこの停留所にとめていただくのは結構なんです、ほかの開業医さん、どこも近くでとまってくれないという、非常にお医者さん行かれる方が多いわけですから、お医者さんへ行く予定でもかなり遠くへとまってそこから歩いていかなければいけないという方がおられました。その点でも、停留所をもう少し考えて変更していただきたいと思います。

それから、市内循環バスは、交通事業者がまちの活性化をより一層推進することを目的に運行されていますが、循環バスはまちづくりとも関係があると考えます。医者や買い物に行くばかりではなく、今後ますます運行や使い方など検討の余地があると考えます。あちこちから待ち合わせて使うということもありますが、現在の運行では、先ほども言ったように非常に使いにくくなっています。お答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

もう時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○経済環境G主幹（都筑達明） 先ほども申し上げましたけれども、いろいろな方の御意見を伺いながら、市民のニーズに沿ったバス事業を進めていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 最後に、利用者の方が言ってみえたことを一つ紹介しておきます。

いきいき号の運転手に大変言葉のきつい人がいて、のろのろ歩いていると置いていくよといったことを言われた方がいて、いきいき号を利用するのにちゅうちょするとの声を聞いています。福祉バスの役目をしっかり果たすべきと考えます。

以前にも、出発するときに何も言わずに出発したので、後ろに飛んでいってしまった方があって、けがをして注意するようになりましたが、足の悪い方、体のぐあいの悪い方、さまざまな方が利用されていると思います。福祉バスとして皆さんに優しく対応を、運行するよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時10分休憩

午後 2 時19分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8 番、黒川美克議員。一つ、高浜市の情報公開について。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。以上、2 問についての質問を許します。

8 番、黒川美克議員。

○8 番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、情報公開と高浜市公共施設あり方計画について、一問一答方式で質問させていただきます。

最初に、情報公開について質問いたします。

平成30年12月定例会の私の一般質問で、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事の設計書に対する企画部長の答弁の会議録の一部を朗読しますが、「今、文化スポーツのリーダーが答弁しましたとおり、この解体工事におきましては、当初の設計がございまして、その後、第1回目の変更をして、最後に2回目、精算の変更をしておるということで、第1回目の変更のところでは、きちんと私今手元に持っておりますが、網かけをしてありますので御承知おきください」と自信をもって私の質問に答弁しておみえになりましたので、文化スポーツグループに第1回目の変更設計書を情報公開請求しましたところ、不存在ということで回答がありましたが、企画部長は、きちんと私今手元に持っておりますが、網かけをしてありますので御承知おきくださいと、はっきり自信をもって私の質問に答弁されていましたが、その網かけをした資料を示して下さい。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私が30年の12月議会で8 番議員さんから一般質問を受けた際に、今読み上げられましたような答弁をいたしました。

その時は、きちんと私も手元に持っておりますが、網かけをしてありますので御承知おきくださいというふうに申し上げました。

これは、その当時の8 番議員さんの一般質問の項目が、勤労青少年ホーム跡地活用事業についてという題名で質問されておまして、当然ながらでございますが、その勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコートの撤去工事、その部分の工事の内容、いわゆる流れと申しますか、そういったものを把握するために、私自身が設計書に直接工事の各種項目について、変更事項について、自分自身で、先ほど申しましたように、数量、項目のところに網かけをしたものを手元に資料としてファイルにつづって、持っておりました。

そこで一般質問に臨んでおった中で、そうした御質問を受けましたので、それでその時に、じゃ、原本を確認しておるのかということではございません。

原本を確認せずに、私は手元にある資料でそういうふうになっておるのではないですかという

ような答弁をしておりますので、私のその部分の答弁については、大変申しわけなかったというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） くだいようですが、再度お伺いたします。

第1回目の変更設計書が作成されていないのに、第1回目の変更のところでは、きちんと私今手元に持っておりますが、網かけをしてありますので御承知おきくださいと言われたことについては、いろいろなところから、そういった工期の変更だとか、それから手はつりの部分だとか、それから廃棄物の処理の数字が変わっているだとか、そういった形のものを資料から、そういったことを答弁したと、そういった話なんですけれども、実際にこの間、私がいただいた資料では、情報公開やったやつでは、はっきり、第1回目の変更設計書はつくっていないと、その変更設計書はつくっていない、後ほど質問させていただきますけれども、その設計書を、1回目の変更設計書をつくっていないということが、今回の誤った情報公開になっているのではないかというようなことも、その経過の中には書いてありましたので、後ほどまた質問をさせていただきます。

それで、今、先ほど、今、企画部長が1回目の変更設計書を、きちんとしたもので答弁したわけではないという、そういう話なんですけれども、議事録ではそういうふうにとれますので、その議事録を訂正しなければ、ないものをあると答弁しているわけですから、偽証となる可能性があると思いますけれども、議事録を訂正することはされますかどうか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私は先ほど申しましたように、原本を確認せずにそういった答弁をしたという部分では、これ事実でございますけれども、確かにないものを、変更設計書が、網かけがあるというふうに答えているのは、現実そういった処理がされていないものをそういうふうにとっておるものですから、その部分については、訂正というか取り消しがきくのであれば、そういう形をお願いしたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 議長、訂正していただけますか。

○議長（北川広人） よろしいですか。一般質問の時間を少しとめます。

先ほどの議会は、もう既に閉会しておりますので、閉会後の会議録の取り消し等はできませんので、ですから、きょうのこの一般質問の中の質問、それから答弁の部分の中で、それが明らかになったということであれば、それはそれでよろしいのかという判断をさせていただきたいと思っておりますけれども。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の発言を、この私の、もう一回質問しますので、その中で訂正すると

いう旨を答えてください。

それでは、始めます。

議事録を訂正しなければ、ないものをあると答弁しているわけですから……。

○議長（北川広人） 8番、黒川議員、訂正はできませんので。

○8番（黒川美克） では、そのことを言っていたらいいんです。

○議長（北川広人） だから、訂正をするためにそれをやる必要はありませんので、今のやりとりで、間違っただけで答えておりましたとの話をされたじゃないですか。

それ以上の必要はもうないです。

○8番（黒川美克） わかりました。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今までの高浜市の対応を見ていると、その場が過ぎればいいというような対応に思えて仕方がありません。もっと真摯に対応するようにお願いをいたします。

次に、中央公民館解体工事情報公開請求で、非開示であった金入り設計書が公開されましたので、質問の順序が逆になりますが、中央公民館解体工事についてお聞きいたします。

中央公民館解体工事の金入り設計書20ページに、鋼矢板山どめ壁が約1,850平米で555万円の当初設計が、いただいた図面を見ますと、鋼矢板山どめ壁の面積が、変更後では約2,150平米となり、変更設計書の2ページで約3,994万円となっていますが、鋼矢板山どめ壁の面積は約2割増しであるのに、入札後の随意契約では、当初設計の面積増加分の2割増しの555万円の1.2倍の666万円なら理解できますが、約3,300万円も高くなる理由が理解できません。

6倍にもなるその理由をお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） まず、金入りの変更設計書20ページの鋼矢板でございますが、矢板の種類といたしましては3型で、長さが最長8.5メートルであります。

次に、変更設計書の2ページの鋼矢板でございますが、こちらを半分以上4型に変更させていただいております。また、長さも最長12.5メートルに変更をし、リース期間につきましても30日から90日、こちらのほうに変更をさせていただいているものですから、面積の増加分、単純な割り返した計算よりは高くなるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

黒川議員、すみません。マイクをもう少し倒して。

○8番（黒川美克） 当初設計では、鋼矢板山どめ壁や直接工事費での計上ではなく、共通仮設費で計上していますが、変更後は直接工事費で計上しています。

共通仮設費は直接工事費に係数を掛けて算定するので、変更後は1.5%増額となっていることは、余分な支出をしているのではないかと疑問に思います。

また、入札後、共通仮設費の計算を変えて割り増しをして、特定の業者に約60万円、3,993万7,908円掛ける1.5%、これが約60万円になるわけですがけれども、余分に支払うことは不適切であると思いますので、当初設計では共通仮設費で計上し、変更設計では直接工事費とした理由をお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 当初設計では、直接工事費にて計上すべきところでした。

本来であれば、当初設計において、もう既に直工費にて計上をすべきところでしたが、共通仮設費のほうに計上させていただいたものですから、変更設計において、この最後の形、直接工事費計上に修正をさせていただいたものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それ、変更理由に書いてあるんですか。

今言った直工で計上すべきものが、共通仮設費で計上したと、それを直工に計上し直したという事は、変更理由書に書いてあるんですか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 変更理由書には、その旨は記載をいたしておりません。

ただ、変更設計書の中身を見ていただきますと、当初、共通仮設費に計上されておりました矢板分1,850平米がゼロになっております。

それで、その分を、今度直工費ということで、20ページに新たに項目として計上をさせていただいております。

よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 誤りだったということですね。お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 当初の設計の計上が誤りでございました。失礼いたしました。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 入札後の変更契約は随意契約と同じですので、変更項目に面積増加分を掛けてすべきであるのに、今言った、誤りであったということなんですけれども、新たに面積単価が高い変更契約をすることは、入札での公平性が保てないと思いますが、お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 先ほど金入りの変更設計書の20ページの鋼矢板の件で答弁させていただきましたが、矢板自体のものも変わっている、それから長さも変わっている、それからリース期間も変わっているということから、面積単価につきましては変わるということで御理解を

賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、話をされましたように、鋼矢板の長さが変わっただとか、それからいろんな理屈を言われましたけれども、当初の鋼矢板より金額が高くなる理由であるなら、土圧の変化による鋼矢板をどのようにしなければならないとか、具体的な理由と、当初の鋼矢板の構造算定計算などをお示してください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） こちらにつきましても、当初設計では地下水はないと考えておりました。

そのため、矢板につきましても、当初はこちらの直工費ではなく、共通仮設費ということで計上させていただいておりましたが、地下水が高いことが判明したため、再度矢板の長さ等を再検討をさせていただいたことによるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 鋼矢板の根入れが、基準の3メートルなかったことが原因で、道路の陥没が起こったのではないかと質問に、「鋼矢板の打ち込みの設計でございますが、12.5メートルの打ち込みの箇所につきましては、矢板の天端G Lプラス0.5からマイナスの7.58下がったところですが、こちらを作業床としておりますので、そちらを想定しております。そのため、図面上の長さから差し引いたといたしましても、4.92メートルの根入れがあるという計算となります」との答弁が以前ありましたが、図面を見ますと、地下室の機械室の基礎の底盤杭頭までは矢板の天端から12メートルくらいあるのではないのでしょうか。

陥没箇所も、機械室道路の、シルバー側の道路の陥没箇所、そのところが陥没したものを、その12メートルのシートパイルが打ってあるんですけども、その内側に、支保工を打つようになっていましたけれども、この支保工が、私が11月の時に確認した時には、支保工が打ってありません。その支保工が打っていないために、地盤沈下をして、それで道路が陥没してきたと。

それから、なおかつ実際には、先ほど公民館の地下室を解体しておるんですけども、その地下室の解体のところも、実際には深く掘ってみえますので、作業床の想定は説明のとおり地下室以外の場所では7.58メートルかもしれませんが、地下室の基礎や杭は撤去しているので、想定ではなく実際に掘削した掘削深さについてお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） こちらの件につきましても、当初の設計図面、中央公民館の設計図面を確認させていただきましたところ、地下室の基礎底部、こちらの基礎の一番下の部分になるとは思いますが、そちらにつきましてはマイナス7.58メートルでありました。

また、この施工に当たって業者が作成いたします施工図においても、同様にこの一番深いと思われる地下室の基礎部分、こちらにつきましてはマイナス7.58メートルというのを、図面において確認をさせていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 実際に掘ったのは7.58なんですか。それより深く掘っていないんですか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 例えば、議員おっしゃるように7.58以上掘るということになると、その分に関しては当然、業者が余分に掘るということになりますので、業者もそれだけ余分に掘る必要というのがあるかどうかということになると思うんです。

そう考えますと、やはり余分な、それ以上のものは掘らないというのが普通だと思いますので、底部としてはマイナス7.58と認識しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これ以上質問しても、終わった話ですので。

ただ、はっきり言わせていただきますと、最初、水が出てくる予定じゃなかったと。それが、掘ってみたら実際に水が出てきて、ウエルをかけなければいけなかった。そのウエルをかけるのでもかなりの金額を増額設計しているわけですよ。

それは、最初の時は、見積もり、競争入札やった時には、その部分はなかったわけですよ。

それが、今度は、やった業者にウエルをかけなければいけない、それから、シートパイルを長さを変えなければいけないとか、そういったような問題が出てきて、実際に、前の時に私が聞いているのは、前の見積もりとった時には、水が出てくるじゃないかというようなことを言っとった業者もいたそうなんですけれども、実際に、前の時にも、ほかの議員やなんかでも、実際に水位やなんかのことは、前の柱状図とか、そういったものを見ればわかるじゃないかと、そういったことを質問してみえた議員もおみえになりましたけれども、これ以上くどくは言いませんけれども、そういったことをきちっと確認をさせていただいて、後から不公平のないような、そういった形のことをきちっとしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に、勤労青少年ホーム解体工事についてお伺いいたします。

6月定例会、6月18日の私の一般質問で、金入り設計書の差しかえミスという説明があり、「なぜそういうふうになってしまったのかということは、具体的にきちんと詳しく調べないと何とも言えません」との答弁があり、その後、何の経過説明も私にはありませんでしたので、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事金入り設計書の情報公開を令和元年8月19日に請求し、31高ス第283-1号令和元年8月27日で決裁文書と勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事金入り設計書作成誤りの経緯・要因及び改正内容についての文書を含む情

報公開を受けました。

決裁文書の起案は令和元年7月1日で、決裁日は令和元年8月15日となっており、都市政策部長、総務部長、企画部長、都市計画グループ、行政グループ職員の合議がありました。

なぜ、決裁をとるのに1カ月半もかかっているのか、その理由をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、起案から決裁がおおりるまでなぜ1カ月半もかかったのかということをございますけれども、時系列での事実の整理、それからいろいろ検証してみた結果、変更箇所が多岐にわたるとということが判明しました。

そういったことから、間違いがあってはいけないということで、関係部署が慎重に慎重を重ねて決裁に目を通したということもありまして、時間を要したものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そういうふうにしっかりやられているのに、まあ後からまたやりますけれども、なぜいろんな間違いが出てくるかというのは、よく理解できませんけれども、そういうふうには、実際にやっていくんだったら、私が情報公開を請求しなければ、そういったのが出てこないというのは、私は不親切だと思います。

実際にそういったことができていたんだったら、そういったことを正していただけるのが当たり前じゃないですか。

その辺のところはどうお考えですか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 設計書の内容が誤っていたというところで、公文書の公開の請求をいただいた時点で、それで保有していたものを公開させていただいたというところがございます。

公開の決定の判断、その時、それ自体については誤りではなかった。公開をさせてもらったことに対して、そのもの、保有しているものはそれだったということで、それについての決定については誤りではなかったということでございます。

その後、その請求に対して結果を出しました。その後のことについての判断について、何かを返すということは、これ申請をいただいておりますというものではないものですから、そのお返しができなかったということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 説明がよくわかりません。

私の頭脳ではちょっと理解できませんけれども、実際に間違っただけなんですよ。

そのことに対して、それが違っているということをきちっと説明する義務があるんじゃないですか。どうですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど答弁させていただいたとおり、公文書の公開の請求をいただいた時点、この時点で保有しておいたもの、誤った文書ですけれども、これが公文書だったんです。

それについて提出させていただいた。それについては決定の通知を出している。その決定については誤りはありません。このものを出すことに対しての誤りは、その結果を出した後に、改めて何かを出すということになると、これは何か申請をいただいているものはないものですから、その後の文書について出すことができないというところでございます。

何か申請に基づいてということで文書を発出させてもらうことは可能なんですけど、申請がないものですから、それは文書としてお出しができていなかったということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 不親切きわまりないと思いますけれども、だったらこういうぐあいで出してくださいということで、私、あれですよ、ちゃんと手数料払ってもらって来ましたけれども、じゃ、前のやつのはあれはどうなるんですか。間違ったやつは。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 申請をいただいた時点で保有しておいたものとしての公文書として、それはそのままの公文書として成り立っているものです。

8月15日以降の申請をいただくというものに対しましては、新しくというのか、正規に決裁をとりましたそれが公文書となるということになります。

今後、例えば公開のほうの請求があった場合、8月15日以降の決裁をとったものを出すということになりますけど、今、誤った文書のほうも保有しております。これについて公開を求めるといふことになりましたら、それ今保有しておるといふことで、誤ったものについても公開ができるという状況になります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、その設計書は両方正しいということになるんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 8月15日以降決裁をとったものが正しい文書ということになります。

誤った文書も公開してほしいという請求がありましたら、それは出せるということです。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） よくわかりません。どちらも正しい公文書ということなんですかということです。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 8月15日以降の請求をいただくものに対しましては、正しいものとして公文書としてお出しするということになります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） すみません、私、頭が悪いのでよくわかりません。

じゃ、それ以前のやつの公文書は正しいのか正しくないのか、どちらですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 例えば、仮に8月15日以前に公開の請求、金入り設計書を出してくださいということになりましたら、誤ったものを出すということになります。それはその時点で高浜市が保有しておいた公文書ということですので、そうなります。

8月15日以降につきましては、高浜市の保有しておる文書としては直した文書になりますので、そちらを公開させていただくということになります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また後ほど、一般質問が終わった後また聞きに行きます。

それでは、いただいた文書で何点かわからないことがありますので、お伺いいたします。

金入り設計書の情報公開請求した方たちは複数いると聞いていますが、開示した内容が間違っていたとの文書を出すべきであると思いますが、どのような対応をされたのか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいま情報公開請求をした方は複数いると聞いているというお話をいただきましたが、私ども調べたところ、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事の金入り設計書が作成された昨年6月から、議員から誤りを指摘受けましたことしの6月までの期間に、この工事の金入り設計書の公開請求をいただいたというのは複数名いない。1名の方のみです。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私のほかに1人ということですか。私だけですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 1名だけです。ほかにはいません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今言われましたように、対応は何もしていないと、そのままだということでもよろしいですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど答弁させていただきました1名の方に対しても、先ほど御答弁させてもらったとおりで、公開時点についての決定は、これは誤りではないということ

すので、それ以降のことにつきまして何か文書を送るということはありません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 以前、アスベストの処理について、処理数量で精算すべきではないかとの質問に、都市政策部長は、アスベストの処理は業者の責任施工であることから、性能発注であることから数量等は変更しないとの議会答弁がありました。アスベスト処理は責任施工で数量変更はしない、精算しないとの答弁に間違いはないか、お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 御質問の点につきましては、平成30年の12月議会の折に、議員よりアスベストの処理袋の数について減額しないのはなぜかとの問いにお答えをさせていただいたものだと思います。

しかし、その時にお答えさせていただいた内容は、処理袋の数、こちらを設計書に明示をさせていただいている以上、請負業者はその数量分を購入するものであるため、それを余ったからといって減額することは、業者に対して負担を強いることから、袋の数量については減額をしないというふうにお答えをさせていただいたものでございます。

よって、アスベスト処理の過程の一部についてのお答えをさせていただいたものでございます。

確かに、その時には、設計そのものが性能発注という考えのもとに行っていると申しましたし、アスベスト処理は請負者の責任施工ということも何度か申し上げておりますが、アスベスト処理は数量変更しない、精算しないとは申し上げておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） わかりました。

ただ、今の話じゃないですけども、きちっといろんなことは対応していただきたいと思いません。

次に、部長答弁で「誤ったものを交換することなく失念して、そのまま保管してしまっておった」「私ども、正しいものを直した時に、その直したものを差しかえすることを失念して」との説明があり、気づいたのは最近ですとの答弁がありました。いただいた資料では、変更契約何の決裁時とありますが、気づいた日が答弁と食い違っているのはなぜですか。1年前には気がついているということではないですか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私の答弁なんですが、金入り設計書を正しい文書にしていなくてというのに気づいたのが3日前という旨の答弁をしたということです。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 1年前に気がついているということは、知らなかったということですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 1年前に誤りだったということは承知をしております、これは指示をしておりましたが、それが差しかわっていなかったということに気づいたのが、答弁させてもらった3日前ということです。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 経過を説明するのが違っているんじゃないですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 検証の書類にはそのように書いてあります。

○議長（北川広人） 黒川議員、ひとり言のようなあれじゃなくて、きちんと発言をしてください。よろしいですか。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 議会答弁で、その理由が「この金入り設計書の内容が、第1回の変更内容が反映されていないことに気づきまして、その時点で設計書を正しい内容に直しました」これが1年前ということですね。どうですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 誤りに気づいておるのは1年前でございますが、正しいものに差しかえていなかったということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 「予算執行伺いに添付した変更設計書のほうを差しかえるのを失念しております、誤った情報のまま、きょうまで保有していたという状況でございます」との今の答弁で、いただいた資料では、変更契約伺いの決裁時に気づきデータを修正したとありますが、6月15日の予算執行伺いの金入り設計書は、6月12日の建設部からの誤った内容で市長まで決裁をとったということでよろしいですか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今お話しされたとおりで、誤った内容のまま市長決裁を受けてしまったというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それに対して、こども未来部長は何ら責任を感じないわけですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 6月の一般質問の時で答弁させていただきましたが、大変申しわけなく思っているというふうに思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 第1回の変更契約書を見ますと、工期の変更のみで、内訳の変更は契約書には添付されておりませんでした。そこで、高浜市契約規則第37条の規定にある契約者との協議

書を見ましても、工期の変更の記載があるだけで、数量や項目の変更の記載はありませんでした。

契約者との協議が工期の変更だけであったと私は思います。

第1回の変更契約は工期の変更のみとなっているのではないですか。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 第1回の変更契約の経緯ということでございますけれども、地中埋設物、青少年ホームの解体工事の基礎撤去作業中に地中埋設物を発見したということで、そのホームの基礎ですとかテニスコートの支柱など、各種基礎構造物にガラが付着しているので、それを取り除くのに手間暇がかかるということで、変更の協議をしましてまいりました。

ということですので、工期もさることながら、費用についても協議をしてきたというふうに認識しております。

私どものほうからは、5月16日に請負業者に対して履行期限の延長について協議という文書をお出ししまして、5月18日に承諾書をいただいております。

その延長協議の文書のほうに変更理由書ということでつけさせていただいて、工期を29日間延長することとその理由、それから費用に関して、先ほど申し上げました基礎構造物に付着しているガラを手はつりで撤去しなければいけないが、その手間暇にかかる金額、それからアスベストの除去工事について処分量が確定したことで、そこで減額分があるということで、総額としては金額の増減がないという変更契約とするということ、文書でつけさせていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今答弁いただきましたけれども、いただいた文書では変更理由書を添付して協議したとありますが、私が契約者に確認しましたら、変更理由書は見たことはないし、工期以外の協議はしていないと聞いております。

変更協議書には工期の記載しかありませんが、変更理由書を添付して契約者と工期以外の内容の変更協議をしたとのいただいた資料の記載に間違いはないのか。また、変更理由書を添付し、協議した内容を契約者は承諾しているのか。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、議員のほうから、請負業者のほうに変更理由書を見たことはないし、工期以外の協議はしていないとお聞きしたというふうにおっしゃいましたが、ちょっとそのことについては、私どもとしては確認はできませんけれども、私どもの認識としましては、先ほど答弁させていただいたとおり、履行期限の延長協議の際に理由のほうもつけさせていただいて、それに対して承諾をいただいておりますというふうに認識しております。

といいますのも、先ほど経緯で申し上げましたとおり、ガラが付着していて手間暇がかかるので、何とかしてほしいと、そういったところから協議の端を発しているというところがございますので、よろしく願います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） その後、平成30年6月18日に、変更契約最終のものを結んでおります。

平成30年5月22日締結の工事請負変更契約を下記のとおり変更する。この変更契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通保有するというので、相手方の印鑑も押されたものがございます。

この中の仕様書の中では、第1回の変更設計が反映された形で工事の変更契約が結ばれておりますことをお伝え申し上げます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そんなの当たり前じゃないですか。

最初の精算設計ですので、そのやつに承諾書をつけるのは当たり前の話でしょ。

なぜ、変更契約書にその変更理由書をつけた変更契約書が結んでいないんですか。それをお答えくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私が申し上げたかったのは、相手方も承諾している、承知しておるところで説明させていただいた次第でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 第1回目の変更設計で、あなたたちは変更理由書を示して、それで契約者から了解をいただいているんじゃないんですか。お答えくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど文化スポーツグループリーダーが答弁させていただいたとおり、私どもは承知させていただいておるところというふうに認識しております。

その結果、また第2回目の工事の変更契約において、相手方からも承諾をしたということで契約書のほうを結んでおるところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あのね、第2回目の変更設計書の変更理由書を見てくださいよ。

その中に、前の21番のやつが、この理由書の承諾書の中に入っているんですか。2回もあなたのところは承諾書をとるんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私が申し上げているのは、この仕様書の中に反映された仕様書が載っております。

ということは、相手方も承認、承知しておるところで御答弁させていただいておるところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川議員。

○8番（黒川美克） もっと真摯に答えてくださいよ。

ちゃんとあなたたちが、1回目の変更協議のところで承諾書ももらっているのは工期の変更だけでしょ。

ほかのところの承諾書はもらっていないんじゃないですか。それに答えてくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほどからの答弁の繰り返しになりますが、相手方と私ども第1回目の時に協議させていただいた内容については、お互い承知しておるといふふうに理解しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 納得できません。どうしてそういう答弁になるんですか。

きちっとやっていたら、ちゃんとそのとおりのことを言ってくださいよ。

あなた、自分が片方の文書で、承諾書でも何かのところにきちっと変更理由書をつけた契約書があればいいですよ。

契約書には変更理由書ついていないじゃないですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私どものほうとしましては、工期の変更とあわせて、こちらの工事の変更の内容のものをつけてお渡ししているので、承知しておるといふふうに理解しております。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

黒川議員も御承知のように、建設関係の部署を経験した職員が工事担当をしますと、ある程度の工事になると、当然、増工・減工が一定の期間内にいろいろ発生をするということで、一々その変更設計書をその都度つくっておると、非常に手間だというので、変更要因を挙げて、概算の金額を算定をして、上司に報告をして、事業をとめることなく進めておる。

最終的に、これ以上の変更はないという時点で変更設計書を作成し、それに基づいて変更契約に至っておるといふような順番でやっております。

ただ、この方法というのは、市の会計規則等に記載しておる方法ではないので、私も建設関係の部署にいた二十数年前に、初めてそれを見て、非常に効率的なやり方だろうといふふうには思いました。

ただ、このやり方が全ての職員が承知をしているということではないので、もし、今回の場合、この変更協議のようなものをつくって、上司に報告し、変更内容こういうものがありますといふのをその都度報告しておれば、今回のような概算見積もり、概算金額を出す関係上、設計者を飛

び越して進んでいくということはまずあり得ませんので、そういったところをちょっと、少し改善の余地があるかなというふうに思っていますので、多分、今の答弁だと、このまますれ違いますので、ぜひこの辺のところでお納得いただきたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 副市長に答弁していただきましたので、了とさせていただきますけれども、これで終わったわけではありませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、せっかく副市長に答えていただきましたので、副市長にお伺いしますが、契約伺いには、変更理由の記載があるということですが、契約書に添付していない理由が理解できません。

ましてやミス理由の説明になっていないですから、契約者と変更協議もしていない。契約書に内訳もついていない。そのような説明では偽造していると思えません。

それで、ミスをした内容の説明になっていると本当に思っているのですか。

そのような説明で説明責任を果たしているとお思いですか。お答えください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今回のケースについては、地中埋設物が掘り出されて、その対応に日数がかかるということで、まずは工事延長が必要だという認識だったというふうに思います。

今までの流れでいくと、それまでの増工・減工というのは相殺をしたので、金額に変更はないということで進んできたんだけど、肝心の設計者にその旨を伝えていなかったというのが今回のミスの始まりでありますので、先ほど申し上げたように、この辺は改善をしていきたいと思っています。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今までのいろんな説明を聞いてもよく理解できませんが、平成30年5月22日に変更契約を結んでいる段階で、変更箇所を網かけをした設計書はなかったのに、文化スポーツのリーダーは変更箇所は設計書に網かけをしていると答弁し、企画部長は手元にあると答弁し、都市政策部長はアスベストは責任施工だから数量が減っても精算変更しないと答弁しておみえになります。

第1回目の変更契約は、業者との変更協議を見ても、工期の変更だけとなっています。

第1回の変更契約は、アスベストの数量変更がされていないことは明白です。設計書偽造の疑いがますます強くなったという印象でございます。

今までの高浜市の対応を見ていると、その場が過ぎればよいというような対応に思えて仕方ありません。もっと真摯に対応するようにお願いをいたします。

次に、勤労青少年ホーム土砂運搬について質問します。

情報公開請求で、さくら開発の完了検査報告書の委託期間の完了が4月19日となっていますが、

検査結果通知書は6月30日となっていますが、どちらが正しいのかお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 委託期間は4月19日が正しいというものでございます。

○議長（北川広人） 黒川議員。

○8番（黒川美克） 間違っただけの原因はどうなんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 大変申しわけなく思っております。

相手方に通知する検査通知書のほうの契約期間の誤りがあったということで、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その誤った検査結果通知書、これ公印が押してあります。公印が押してあるものの数字が、こんな簡単に間違っていたで済む話なんですか。

相手方にはどう対応するつもりなんですか。お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今、大変申しわけなく思っておるということでございます。

複数の目でチェックしておったというところですが、漏れてしまったということで、大変申しわけなく思っております。

相手方に対してということですが、このことに対して、この通知書が誤っているということで、何らか業者のほうからお話をいただいたということは、今のところ私どもには耳に入っておりません。

もし、そういうことでお話があるのであれば、私どもの、こちらのほうは訂正させていただいて、謝罪をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 相手方から申し出がないから、そのままいいと、こういうことでよろしいですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） このことにつきましては、検査日としては、これは誤っていないんです。検査したということで。

その中で、私どもがこれまでしてきた契約書等もろもろのものにつきましては正しかったんですけれども、通知書だけ誤ってしまったというところで、これについては謝罪なりさせていただくということになります。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） このことにつきましては、通知のほうが誤っておりましたということで、申しわけなく思っておるということでお伝えしたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 支払い日はいつになっているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 跡地発生土積込業務委託の支払い日ということでございますが、支払い日は4月25日でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 工事完了日を支払い日以前に変更契約をしなくてもいいのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回、検査結果通知書に記載が誤りがあったといたしますのは、契約期間を記載する欄があるんですが、本来の契約期間の最後の日が4月19日であるべきところを6月30日と書いてしまったということでございます。

ですので、実際の完了は4月2日ということで、契約期間内におさまっておりますので、特に契約変更をすると、そういった必要性は感じておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 720立米の残土処分では、積み込みを含め4社で随意契約を結んでいますが、その随意契約理由書、3番目の処理業者の検討選定で、予算の説明でもありましたが、17社に聞き取り調査を行ったところ、3月までに処分することができる業者が限られたためとなっております。

収集運搬業者の検討選定に、3月までに処分するためを理由として、議会や指名審査委員会の了承を得ていますが、契約では工期は3月7日から6月30日となっております。実質工期も、3月12日から3月19日には処分場に全て搬入されています。

長期にわたって処分可能であるのであれば、随意契約しなくてもよかったのではないのでしょうか。

議会での説明や変更契約理由に反しているのです、この契約は無効ではないかと思いますが、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ただいまの御質問は、市が排出事業者となって対応しました勤労青少年ホーム解体工事に出てきました発生土の関係の運搬業務委託についての御質問だと思います。

契約期間が3月7日から6月30日までということでございますが、契約期間というのは実際の

運搬作業の期間のことだけをいうのではなくて、準備、それから作業後の報告書の作成・提出、そういったことまでを含めてが契約期間となります。

ですので、この業務委託の完了というのは、報告書が市に提出されて初めて業務が完了になるということでございます。

運搬業務の委託の仕様書の中では、条件として3月29日までに発生土を場外へ搬出することという条件をつけておりますが、この条件をクリアできる業者というのが、今回運搬業務委託をした3社ということございまして、随意契約理由に反しているということではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 随契の理由には、地方自治法施行令第167条の2、そこに随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とすると、そういった条項があるわけですがけれども、これのどこに随意契約に当てはまる理由があるのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 地方自治法の施行令ということでございますけれども、第2号に該当するというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 第2号というのは、不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

これですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げた第2号に該当するというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今その第2号というのを、ちょっと条項を読んでください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、ちょっと正確な施行令の文書のほうがございませんけれども、随意契約理由書の中で、2号、その性質または目的が競争入札に適さないものということで、該当するというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その性質が入札に適さない。ちょっとおかしいんじゃないですか。

随意契約の理由は、地方自治法の施行令第167条の2、この規定により随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とするとということが書いてあるだけで、今言われた条項はまだほか

にあるんですかね。

僕、大体普通、今まで前の時にもやっとなった時でも、随意契約の理由というのは、地方自治法施行令第167条の2の規定ということでやっていますので、性質が適さない、契約担当は。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど申しあげました地方自治法施行令第167条の2第1項第2号でありますけれども、その性質または目的が競争入札に適しない。

今回の随意契約、先ほど3月までに搬出しなければならない。それはその期間内に搬出をされていた。そうしますと、例えば一般競争入札に付しようとししますと、入札公告から入札から、さらには契約からと期間を要します。

今回は、限られた期間の中で廃棄物を場外に搬出をしなかった。

そういたしますと、その一般競争入札によることが、ただいま申しあげましたような理由よりも、随意契約で特定の、特定といいますか、履行可能な業者に、今回の処分の目的に沿って随意契約をすることがという理由で、随意契約によったというふうで認識をいたしております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私、今、167条の2の抜粋持っておりますけれども、随意契約によることができる場合は次に限る場合とするということで、今、総務部長言われましたように、第5のところで、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、こういう項目があります。

先ほど言われたのは2号ですよ。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 2号と申しあげました。

○8番（黒川美克） 4号じゃないんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど5号ではないのかと、今4号ではないのかと、私、聞き間違いがなければ……。

○8番（黒川美克） 失礼、5号。

○総務部長（内田 徹） 5号ではございません。

○8番（黒川美克） わかりました。

納得しませんけれども、また次の機会に質問させていただきます。

栈生工業の完了検査報告書を見ますと、契約金額が96万4,224円で、支払いは103万8,228円と契約金額より多く払っています。

変更協議の情報公開を請求しましたところ、変更協議はされていませんでした。

予算流用、変更契約や業者との変更協議など変更手続きがされていないのに、予算より多い支出をすることは、法令に違反して不適切ではないかと思いますが、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ただいま御質問の棧生工業株式会社の完了検査報告書ということで、これも運搬業務委託に関してでございますけれども、運搬業務委託については、税抜きで1トン1,860円という単価契約のほうを締結しておりますして、仕様書の中でも、運搬した実績の数量に応じて支払うということを定めております。

この棧生工業に委託した運搬業務については、今、契約金額がということでお話がございましたが、単価契約でございますして、議員が今おっしゃった金額というのは、おそらく支出負担行為の決議額のことをおっしゃっているのではないかと思います。

私どもとしては、当初に見込み量として支出負担行為決議額として96万4,224円というのを決議し、その後最終的に数量が確定した段階で、変更の予算執行伺い、それから変更の支出負担行為決議のほうも行って、きちんと手続をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、私手元に持っておりますけれども、これ本当ですよ。

完了検査報告書、委託名、勤労青少年ホーム跡地発生土等収集運搬業務委託、受託者名、棧生工業（株）、契約金額96万4,224円、（実績、金103万8,228円）、契約年月日、平成31年3月7日、委託期間、平成31年3月7日から平成31年6月30日、検査年月日、平成31年4月8日、こうなっております。

今申し上げたように、契約金額が96万4,224円、単価契約ということは承知しております。

それで、契約金額96万4,224円になっているのに、実績が103万8,228円。

少ない金額だったら予算の範囲内でいいというふうに、私思いますけれども、それがオーバーしている。それが納得できません。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 完了検査報告書の様式上、契約金額という記載になっておりますけれども、先ほど申し上げたように、当初の見込み額として96万4,224円ということで、その後、実績のほうで確定するということで、実績額103万8,228円ということで記載をさせていただいているものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 何の手続もなしに、そういう数字で変えてよろしいわけですね。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申し上げさせていただきましたが、変更予算執行伺い、それから支出負担行為決議の変更の手続のほうはしておりますので、よろしく願いします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私が情報公開で出した時に、何でそれ出していただけなかったんですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、どういった公文書公開の請求の内容をいただいたかわかりませんが、私どもとしては、請求内容に対して決定をさせていただいているというふうに理解をしております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に、処分単価についてお伺いします。

ダイセキ環境ソリューションと税抜きでトン当たり2万1,900円で単価契約を結んでいます。

ダイセキ環境ソリューションから見積もりをとったところ、同じごみを処分した場合、1トン当たり1万5,000円という見積もりで、私いただいております。市の単価契約とかなり開きがあります。

常滑にある公益財団法人愛知臨海環境整備センターの料金表を見ますと、トン当たり1万2,000円となっています。

1,349トン処分するのに、ダイセキ環境ソリューション同士の見積もりで比較した場合、1,349トン掛ける2万1,900円から1万5,000円を差引いた計算でしますと約930万円、ASECとの比較では、1,349トン掛ける2万1,900円マイナス1万2,000円、約1,335万6,000円もの余分な支出をしていることとなります。

短期に処分しなければならないと議会でも説明しながら、6月末まで工期をとり、必要以上に高い金額で随意契約することは、市に対して説明責任を果たしているとは思えません。

工事は終わっていますので、最終的な処分量と処分金額をお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 反問。

○議長（北川広人） はい。

○企画部長（深谷直弘） 今、8番議員さんがダイセキ環境ソリューションで見積もりをとられた。それから公益財団法人のASEC、県のそこでとられたということで、金額的なお話をされておりますが、まず、質問の中で、常滑にというふうに申されましたけれども、常滑にASECはありませんので、そのところはいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） すみません。住所、愛知県知多郡武豊町字三号地1番地ですね。失礼いたしました。

それでよろしいですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それからもう1点、今、ASECが1万2,000円、処理費がというこ

とでおっしゃいましたけれども、ASECは基本的な考え方の中で、各項目、いろんな廃棄物の項目がございますが、それがいわゆるリサイクル処理ができないという部分で、それを持ち込むというふうに私は認識をしておりますので、混合廃棄物のまま、私どもの今あそこにあった、その土のままを持ち込んで、1万2,000円で処理ができるというのは、どこの根拠にそういうふうにおっしゃっているか、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私、今このところに資料持っておりますけれども、ASECにも聞きました。

ASECは、混合廃棄物のままで受け入れできません。分けて持ってきてください。そういうふう聞いております。

ですから、私は何も混合廃棄物のままということは言っていないよ。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） じゃ、おっしゃってみえるのは、処理費でとおっしゃったんで、全然、中間処理の分ける部分が入っていませんよね。今の単価には。

全然違うじゃないですか。

1,300万円高いというふうに、先ほど言われましたよね。そこをお答えください。

○8番（黒川美克） 私が言っているのは、ここの見積書で言っているわけです。

○議長（北川広人） よろしいですか。ちょっと時間をとめてください。

きょう、傍聴の方もみえますので、高浜市議会の会議規則には反問権という権利があります。

間違ったことであつたりだとか、それから質問の意図がよくわからないとかというような場合に、当局側から議員のほうに逆に質問をするという権利があるので、それを今行使して話をしたわけですがけれども、多分、今のお話の中では、これは結局、話が合わないまま終わっていくようなことになってしまいますので、黒川議員に申し上げますけれども、申しわけないですがけれども、言い方として、ひっかけるようなことはやめてください。

数字は、何をもってその数字が正しいのか、例えば、本当にこれを同じように処分してください、幾らですかと聞いてきたとは違うじゃないですか。これは私でもわかりますよ。

これは高浜市議会議員ですから、しっかりとその辺のところは、きちんと精査をしていただいて、いけない質問をしておるわけじゃないんです。

ただ、数字がひとり歩きをしているから、多分企画部長も、これは違うということを言いたくて、反問されたと思います。

こういう説明しないと、2人ともがいけないことをそれぞれやっているようにしか思えないんですよ。

こんな議会ではだめですから、ですから、数字は数字でこういう例もありますけれどもという

レベルですよ、正直言って。そうじゃないんですか。

ですから、いいですか、質問することは構いません。ですけれども、そういう反問されるというところに対しては、やはり少し配慮が足らなかったとかというところを思っていたかかないといけないと思うんですよ。

8番。

○8番（黒川美克） A S E Cのやつは確かに……。

○議長（北川広人） 黒川議員、いいですか。残り4分ですから、そのところを御判断ください。

○8番（黒川美克） 今言ったA S E Cのやつは、そういったことで、最終的には混合廃棄物のままでは処分できない。これは承知しております。

ただ、一つ言えることは、1万5,000円は、私今これ持っておりますけれども、ダイセキソリューションからいただいた見積もりは1万5,000円です。それは捉えています。

次に行きます。

今言った処分量と処分金額、これ答えてくださいよ。終わつとるんでしょ。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。残り時間が2分ほどです。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市の委託料で処分した処分量と支払金額ということでございますが、処分量につきましては1,349.07トン、支払金額については3,190万8,203円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あと2分ありますので、栗本建設との処分契約で、ポケットパークからの出入りとなるので、ポケットパークのあずまやなど撤去復旧費用がかかるので、高くなります。最終的には処分費を含めて精算するとの説明がありましたが、最終的には敷地との境のネットフェンスを数枚外して工事が行われただけです。

情報公開請求では、ポケットパークの復旧費用の内訳にあずまやの撤去復旧があったが、床のインターロッキングの張りかえも復旧もなかったことから、減額となると思いますが、どのような精算内容となったのかお答えください。

簡潔にお願いします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。残り時間1分ほどです。

○文化スポーツG（鈴木明美） ただいまの御質問は、負担金の減額に関する御質問ですので、議案のほうの審議に少しかかわってまいりますけれども、実績のほうを確認しまして、あずまや撤去のように当初予定していたものの実際に行わなかったというものについては減額をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また後ほど行きますので、その精算内容、金額等を教えてください。

よろしいでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） もし、詳細がということでございましたら、公文書の公開請求をしていただければというふうに思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） まとめをさせていただきます。

消費税率の引き上げが10月から行われます。消費税は消費一般を課税対象とするもので、消費税の必要性は市民から理解いただいているものの、行政に対する無駄遣いを指摘する声も大きいところです。

財政の効率化を図り、無駄遣いと言われぬよう歳出の削減が求められます。

6月の議会で、ミスをしたから弁護士に相談しなければ説明できませんというようなことは、説明責任を果たしているとは言えません。

税金の使途に関する信頼を損なわないよう情報開示を徹底し、説明責任を果たしていくよう要請して、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（北川広人） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

8番、黒川美克議員。マイクを少し近づけてください。

○8番（黒川美克） 昨日倉田議員が行った勤労青少年ホームのモニタリングについて、確認をさせていただきます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書第35条にあるモニタリングについて、契約書ではモニタリングはコパンが行い、その結果を業務月報として市に報告するとされています。

きのうの答弁では、この月報はコパンから提出されていないとのことでしたが、間違いありませんか。

また、提出されているということであれば、業務月報を確認した結果はどのようになったのか、また、このモニタリングに係る経費はコパンへ支払っている委託費に含まれているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 業務月報の提出ということでございますけれども、昨日の答弁で少し私の答弁内容が足らなかった部分もあるかもしれませんが、このモニタリングというのは、やる目的でございますけれども、私どもが募集要項で示した内容、そういったことがきちんと適合して実施されているかどうか、そういったことを確認するというものでございますので、基本的には水泳指導に関すること、それから南テニスコートの代替というかテニスコートの運営業務、

その部分について確認をさせていただくという内容でございます。

ですので、水泳指導に関することについては教育委員会のほうに出されており、テニスコートの運営のことにしましては、きのうも答弁申し上げましたけれども、8月からオープンをしているということで、まだ8月分の業務月報は出ていないということでございます。

それから、モニタリングに係る費用ということでございますけれども、基本的には書類を作成し、出てきた書類を確認をさせていただくということになりますので、よろしく願います。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 願います。

15番議員さんが質問されました、いきいき号の拡充についてでございます。

限られた財源の中で、全ての人のライフスタイルにあわせてダイヤを組んでいくというのは、非常に難しいことだと思います。

本市におかれましては、三河線、それからタクシー、道路計画、それから他市のバス等々が乗り入れておったりということもありまして、互いに補完し合うことがベストで、全体の交通計画の中で進められることが望ましいかと思われま。

ただ、交通計画や公共交通網形成計画といったものが策定されていないということですが、幸いなことに、本市のバスは有償路線ということもありまして、公共交通会議なるものが設けられていると思います。

そのメンバーを拝見しますと、大学教授を初め、中部運輸局、それから交通事業者、専門家など、市民の代表などに組織されております。

そこで確認させていただきたいんですが、全体の交通計画並びにバス路線のこういった編成等々につきまして、この組織の中で協議されているということで、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 今、議員御確認いただいたとおり、運行方法につきましては、市民の方やいきいき号の利用者の方のアンケート調査やパブリックコメントでいただいた課題、意見等を抽出し、高浜市公共交通会議において方針を決定しております。

その決定した内容を踏まえまして、愛知県運輸支局のほうに申請を行った上で、実際に運行可能だというような形でコースの変更を行っている次第でございます。

○議長（北川広人） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月6日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後 3 時37分散会
